

第100回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第1号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 第2号議案 神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の件
- 第3号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第4号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第5号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第6号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第7号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第8号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第9号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第10号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第11号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第12号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第13号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第14号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第15号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第16号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 第17号議案 神河町越知谷アクティブセンター設置条例を廃止する条例制定の件
- 第18号議案 神河町越知谷町民プール設置条例を廃止する条例制定の件
- 第19号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第20号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21号議案 神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第23号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 第24号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第25号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め

	る条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 6 号議案	神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 7 号議案	神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 8 号議案	神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第 2 9 号議案	神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
第 3 0 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
第 3 1 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（大畑辺地）
第 3 2 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上越知辺地）
第 3 3 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（越知辺地）
第 3 4 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（奥猪篠辺地）
第 3 5 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上小田辺地）
第 3 6 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
第 3 7 号議案	中播北部行政事務組合規約の一部変更について
第 3 8 号議案	神河町町道路線の廃止の件
第 3 9 号議案	神河町町道路線の認定の件
第 4 0 号議案	神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
第 4 1 号議案	財産処分の件
第 4 2 号議案	財産処分の件
第 4 3 号議案	令和 2 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）
第 4 4 号議案	令和 2 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）
第 4 5 号議案	令和 2 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 4 6 号議案	令和 2 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
第 4 7 号議案	令和 2 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 4 8 号議案	令和 2 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 4 9 号議案	令和 2 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
第 5 0 号議案	令和 2 年度神河町水道事業会計補正予算（第 5 号）
第 5 1 号議案	令和 2 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
第 5 2 号議案	令和 3 年度神河町一般会計予算
第 5 3 号議案	令和 3 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第 5 4 号議案	令和 3 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算

第 5 5 号議案	令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 5 6 号議案	令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計予算
第 5 7 号議案	令和 3 年度神河町土地開発事業特別会計予算
第 5 8 号議案	令和 3 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第 5 9 号議案	令和 3 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第 6 0 号議案	令和 3 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 6 1 号議案	令和 3 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 6 2 号議案	令和 3 年度神河町水道事業会計予算
第 6 3 号議案	令和 3 年度神河町下水道事業会計予算
第 6 4 号議案	令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計予算
第 6 5 号議案	令和 2 年度神河町一般会計補正予算（第 1 0 号）
承認第 1 号	第 2 次神河町男女共同参画推進計画の策定の件
承認第 2 号	神河町第 3 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定の件
承認第 3 号	神河町土地利用計画の策定の件
承認第 4 号	第 3 期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件
承認第 5 号	神河町高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画の策定の件
承認第 6 号	神河町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の策定の件

神河町告示第12号

第100回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月19日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和3年3月2日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

安 部 重 助

三 谷 克 巳

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

○応招しなかった議員

な し

令和3年 第100回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和3年3月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和3年3月2日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 第1号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第6 第2号議案 神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の件
- 日程第7 第3号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第4号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第5号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第6号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第7号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第8号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第9号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第10号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第11号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第12号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第13号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第14号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第15号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
第16号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 日程第8 第17号議案 神河町越知谷アクティブセンター設置条例を廃止する条例制定の件
第18号議案 神河町越知谷町民プール設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第9 第19号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第20号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第11 第21号議案 神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第22号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第23号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第24号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第25号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第26号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第27号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第28号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第29号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第30号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
- 第31号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（大畑辺地）
- 第32号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上越知辺地）
- 第33号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（越知辺地）
- 第34号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（奥猪篠辺地）
- 第35号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上小田辺地）
- 第36号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
- 日程第19 第37号議案 中播北部行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第20 第38号議案 神河町町道路線の廃止の件
- 日程第21 第39号議案 神河町町道路線の認定の件
- 日程第22 第40号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第23 第41号議案 財産処分の件
- 日程第24 第42号議案 財産処分の件
- 日程第25 第43号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第26 第44号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第27 第45号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

日程第28	第46号議案	令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第29	第47号議案	令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
日程第30	第48号議案	令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第31	第49号議案	令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第32	第50号議案	令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第33	第51号議案	令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第34	第52号議案	令和3年度神河町一般会計予算
	第53号議案	令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
	第54号議案	令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第55号議案	令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第56号議案	令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第57号議案	令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第58号議案	令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算
	第59号議案	令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第60号議案	令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第61号議案	令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第62号議案	令和3年度神河町水道事業会計予算
	第63号議案	令和3年度神河町下水道事業会計予算
	第64号議案	令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第35	承認第1号	第2次神河町男女共同参画推進計画の策定の件
日程第36	承認第2号	神河町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定の件
日程第37	承認第3号	神河町土地利用計画の策定の件
日程第38	承認第4号	第3期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件
日程第39	承認第5号	神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定の件
日程第40	承認第6号	神河町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸報告	
日程第4	報告第1号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第5	第1号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第8号））

- 日程第6 第2号議案 神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の件
- 日程第7 第3号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第4号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第5号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第6号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第7号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第8号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第9号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第10号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第11号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第12号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第13号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第14号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第15号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
 第16号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 日程第8 第17号議案 神河町越知谷アクティブセンター設置条例を廃止する条例制定の件
 第18号議案 神河町越知谷町民プール設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第9 第19号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第20号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第21号議案 神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第22号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第23号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第24号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第25号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
 第26号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第27号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

- 第28号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第29号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第30号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
- 第31号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（大畑辺地）
- 第32号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上越知辺地）
- 第33号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（越知辺地）
- 第34号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（奥猪篠辺地）
- 第35号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（上小田辺地）
- 第36号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
- 日程第19 第37号議案 中播北部行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第20 第38号議案 神河町町道路線の廃止の件
- 日程第21 第39号議案 神河町町道路線の認定の件
- 日程第22 第40号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第23 第41号議案 財産処分の件
- 日程第24 第42号議案 財産処分の件
- 日程第25 第43号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第26 第44号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第27 第45号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 第46号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第29 第47号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 第48号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 第49号議案 令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 第50号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第33 第51号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）

出席議員（10名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 番 安 部 重 助 | 8 番 藤 森 正 晴 |
| 2 番 三 谷 克 巳 | 9 番 藤 原 裕 和 |
| 4 番 小 寺 俊 輔 | 10 番 栗 原 廣 哉 |
| 5 番 吉 岡 嘉 宏 | 11 番 澤 田 俊 一 |

 欠席議員（なし）

 欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 小 林 英 和 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事
副町長	前 田 義 人 真 弓 憲 吾
教育長	入 江 多喜夫	建設課長
総務課長	日 和 哲 朗	地籍課長
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長
..... 黒 田 勝 樹		健康福祉課長
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
..... 岡 部 成 幸	 保 西 瞳
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長
住民生活課長	高 木 浩 山 本 哲 也
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院事務長 春 名 常 洋
..... 平 岡 民 雄		病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員
地域振興課長	多 田 守 井 上 淳一朗
地域振興課副課長兼農林業特命参事		教育課長兼給食センター所長
..... 前 川 穂 積	 藤 原 美 樹
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事
..... 藤 原 登志幸	 高 橋 宏 安

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第100回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶に堪えません。

昨年11月20日に全国過疎法制定決起大会並びに第51回過疎全国大会が東京で開催され、町長とともに再認定していただけるよう出席させていただきました。自民党

衆議院議員、谷公一先生が過疎対策特別委員会委員長をなさっておられますので、毎年要望書も提出させていただいているところでございます。後日、再延長が内定したとの連絡をいただきました。辺地債に次ぐ有利な過疎債でございます。神河町にとりましても、新たな計画を実施できることとなります。

また、地域保健医療の確保、公立神崎総合病院に対する財政支援についての要望書も提出させていただきました。内容は、1、医師確保の支援、2、二次救急医療機関としての病床機能、新型コロナ専門病床を含む確保への財政支援等、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策費用の増大に対するさらなる特別交付税等の増額支援等でございます。同じく、自民党衆議院議員、山口壯先生にも面会させていただき、直接要望書も手渡しさせていただき、御協力をお願いしたところでございます。

新型コロナですが、1月14日から2月7日までの緊急事態宣言で十分な成果が得られず再延長されましたが、2月中旬より効果が見え始め、兵庫県も大阪、京都とともに2月末日で宣言解除を政府に要請したところでございます。3月1日に、昨日より実施されました。首都圏ではいまだ実行中でございます。ワクチン接種も医療従事者から始まり、ワクチン自体の入荷がEUで管理されているため、当初計画より大幅に遅れる事態となっております。早くても65歳以上の高齢者は、4月後半になるのではないかとと言われてもおります。接種は自治体ごとに行われ、神河町も2月より公立神崎総合病院、健康福祉課等を中心に計画、シミュレーションを繰り返し行い、行政全体で対応できるようにしておりますので、神河町の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

1月10日には、令和3年神河町成人式が開催され、137名の新成人が誕生いたしました。また、新型コロナの影響で新成人のみの出席で、保護者の皆様も残念であったと思います。全員が楽しく、また皆さんが美しく立派に門出をされたと久しぶりに感動を覚えました。皆様の御健勝にての御活躍、また、幸多かれと、ただただ御祈念申し上げます。

令和3年6月17日、18日に愛瓢会の全国大会が御皇嗣様、秋篠宮殿下をお迎えし、我が町神河町にて開催される予定となっております。何と名誉なことであろうかと思うところでございます。この大会が実現すれば、暗いニュースばかりの中で、一筋の明るい光が神河町を包んでいただけるとは思いませんかと、楽しみに待ちたいと思っております。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、町長からは報告1件、専決1件、人事案件15件、条例一部改正13件、辺地に係る計画策定7件、一部事務組合同規約の一部変更1件、町道路線廃止及び認定各1件、指定管理者の指定1件、財産処分の件2件、補正予算9件、令和3年度神河町当初予算13件、計画・構想の承認6件、計71件が提出されております。

申し訳ございません。しつこいようですが、皆様におかれましてはいま一度、このワクチン接種までに、今まで同様にマスク、手洗い等々を励行していただきたいと思います。

す。まずは接種がお済みになるまでは、ふだんどおりの注意深く生活を送っていただきますようお願い申し上げます。

令和2年度最後の議会であり、町の施策を進める新年度各予算を審議する極めて重要な定例会であります。議員各位並びに町執行部におかれましても、格段の御精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。第100回節目となります神河町議会定例会開会前の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

神河町誕生以降、今回で100回目という節目、そして記念すべき第100回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めて、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症に関しまして、1月13日、兵庫県を含む関西3府県に緊急事態宣言が再発出され感染防止に努めてきたところですが、2月に入りましてからは、1日の新規感染者数が2桁台を推移し、その後も順調に減少する中、政府は26日、首都圏以外の兵庫県含む6府県を2月末で解除することを決定し、3月1日から通常の状態ということになっております。これを受け、神河町として新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、兵庫県の方針に基づき3月7日までの町の対応方針を決定し、防災無線、神河町ホームページにてお知らせしました。基本的には、これまでどおりの対応として、その上で特に3点、外出の自粛について、特に午後9時以降の不要不急の自粛の協力、飲食店の営業時間は午後9時まで、また、アルコール類の提供は午後8時まで、そして社会教育施設の利用時間について、町外の方の利用も可能とし午後9時まで、以上3点についての協力要請をいたしました。

ワクチンの接種につきましては、現在、国の方針に基づき神崎郡医師会の協力の下、準備を進めています。接種の時期は、まずは今月から医療従事者の接種を実施、4月中旬から高齢者、次に基礎疾患を有する方々、そして高齢者施設従事者へと進め、その後に16歳以上の一般の方を予定しております。接種方法は、町が指定した場所での集団接種で、予約方法については、電話による申込みを予定しています。まだ未確定なところが多くありまして、決定したものから情報提供してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

さて、本日は第100回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には繰り合わせての御出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には、専決処分の報告、承認2件、農業委員会委員の任命の件15件、条例制定改正13件、辺地総合計画策定7件、中播北部事務組合理約の変更1件、町道廃止及び認定2件、指定管理者指定1件、財産処分2件、令和2年度各会計の補正予算9件、令

和 3 年度各会計予算 13 件及び計画策定承認 6 件の計 71 件を提出させていただきました。

令和 3 年度の重点施策は、引き続き交流から関係、そして定住につながるまちづくり、神河町にゆかりのある方々とのつながりを深めながら、神河町の魅力発信を強め、「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町かみかわ」の実現に向け、第 2 次神河町長期総合計画を推進してまいります。まずは安全安心のまちづくり、そして、引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施、神河町地域創生事業、集落要望の着実な取組を基本として、とりわけ地域創生における出産、子育て、若者定住及び山林、農業の再生ほか、各種事業に全力で取り組んでまいります。

議員各位には、よろしく御審議を賜り、御承認賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前 9 時 12 分開会

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達していますので、第 100 回神河町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名いたします。

6 番、小島義次議員、8 番、藤森正晴議員、以上 2 名を指名いたします。

○議長（廣納 良幸君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について、委員長より報告を受けます。

安部重助議会運営委員長、お願いします。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る 2 月 24 日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から 3 月 25 日までの 24 日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告 1 件、専決の承認 1 件、人事案件 15 件、条例の一部改正 13 件、辺地に係る計画策定 7 件、一部事務組合格約の一部変更 1 件、町道路線の廃止及び認定各 1 件、指定管理者の指定 1 件、財産処分の件 2 件、補正予算 9 件、令和 3 年度当初予算 13 件、計画・構想の承認 6 件の計 71 件が提出されております。

なお、議会からの提出議案は、閉会中に受理した請願及び陳情はございませんでした。議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第1日目は、報告第1号については、提案説明の後、表決をいたします。それ以降の全ての議案については、第1日目、第2日目で提案説明を受け、第3日目と第4日目は質疑を行います。

第1号議案から第42号議案、第44号議案、第45号議案、第47号議案から第50号議案、第52号議案から第64号議案、承認第1号から第6号の計画の承認の件は、表決をお願いいたします。

第43号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することにしております。

また、第52号議案から第64号議案までの令和3年度各会計当初予算については、質疑の後、議長を除く全議員により、予算特別委員会を設置して審査を付託することにしております。

第5日目の一般質問の前に、総務文教常任委員会に付託いたしました第43号議案について、審査報告の後に討論、採決を行います。あわせて、第46号議案の介護保険事業特別会計補正予算と、第51号議案の公立神崎総合病院事業会計補正予算について、討論、採決を行うこととしております。

一般質問につきましては、通告締切りを3月4日の午前9時とし、本会議第5日目の17日と第6日目の18日に行うこととしております。

25日の最終日には、予算特別委員会に付託いたしました各議案について、審査報告の後に討論、採決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主立った事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、閉会中におきます総務文教常任委員会の調査活動の内容を報告いたします。

委員会を2月16日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容を報告いたします。

最初に、教育委員会ですが、長谷幼稚園は令和3年度の入園希望者を募っていましたが、希望者がなかったので令和3年度も休園をいたします。

続いて、神崎郡病児病後児保育ですが、ケアステーションかんぎきの2階を改修して設置しますが、その改修工事は完了し、2月1日から受付を開始し、3月1日から運営を始めています。改修工事において、変更契約を行って引き戸、コーナーガードなどの安全確保のための設置工事を施工しております。この件について、引き戸、コーナーガードなどは、当初設計段階であるべきものなのに、なぜ見逃していたのかという問いがございまして、それに対して、当初予算段階で予算が非常に厳しかったので、最低限安全な部分にとどめていたが、しっかりと安全確保のための設備をいたしたく変更契約を行ったとのことでございました。当初予算積算段階で十分に精査するように要望をいたしております。また、施設の保育士は常時2名を配置しておかなければならないという国の基準が判明したので、保育士と臨時保育士を配置するとのことでございます。

続いて、上小田小学校の活用ですが、現在、指定管理者の株式会社Dreamawayが体験型教室を実施されていますが、3月4日よりフリースクールを開設される予定でございます。旧上小田小学校の活用については、指定管理契約に基づいて施設の適正な維持管理をするように要望をいたしております。

次に、旧大山小学校の校舎、体育館、プール、幼稚園舎の解体撤去工事でございますが、工事におけるアスベストの撤去作業は12月末から1月末にかけて行い、環境調査の結果、外部に漏れずに施工ができたとのことでございました。

続いて、町史の編さんですが、編さんに向けての町史編さん推進委員会、編集委員会などの組織体制、そして刊行予定の令和7年度までのスケジュール、それに伴う作業内容の提示を受けております。その内容は、委員会資料の26ページ、27ページに記載してありますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、やまびこ学園の閉園式ですが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の中であったので、留学生など町外からの参加は見送ったとのことでございます。式典をリアルタイムで見る方法も検討したが無理だったとのことで、後日にユーチューブでの配信を予定しているとのことでございます。

次に、家庭と連携した教育推進方策で、家庭に情報を提供するために配布している「家庭学習の手引き」は、IT機器の進展により環境も変わってきているので、これの

見直しについての問いがございまして、それに対してIT機器を使った学び方は、GIGAスクール構想の中でも取組を進めている。また、スマートフォンなどの使い方や、危険な要素があることはスマホ教室で学ばせているし、保護者にも呼びかけている。児童会や生徒会でも使い方のルールを決めているし、家庭でもルールを決めてくださるとの呼びかけ等は続けているとのことでした。今後、これらのことを手引きにも盛り込んでいきたいとの回答でございました。

次に、公民館の関係ですが、中央公民館、神崎公民館、きらきら館の図書の貸出予約、借りている本や返却期限の確認等をインターネットでできるサービスを2月16日から開始をしています。中央公民館、神崎公民館、きらきら館のいずれかに行ってパスワード登録をすれば、このサービスの提供を受けることができます。

続いて、自主公演事業ですが、落語家、桂南光氏による第10回かみかわ寄席をコロナウイルス感染症予防対策により192席だけを使用して、3月27日にグリンデルホールで開催される予定でございます。

続いて、給食センターの関係でございます。給食メニューは、児童生徒の嗜好や要望に応えるようにしているとのこと、1月の学校給食週間には、イタリア、マレーシア、また、国内の高知県、沖縄県、兵庫県の郷土料理を提供したとのことでございます。続いて、給食センターで使用します地場産野菜の1月末時点の使用率ですが、38.2%となっており、昨年同期より9.3ポイント増えております。続いて、学校給食のパンの納入についてでございますが、委託先の難波ベーカリーには、兵庫県体育協会、兵庫県学校給食・食育支援センターの職員及び兵庫県パン協会の役員が毎月現地確認及び衛生管理指導を行っております。

次に、会計ですが、3月1日現在の現金等保管総額は49億4,833万2,349円となっております。また、1月末時点の一時借入金、一時預貯金額ともに1億円でしたが、2月16日現在では、一時借入金が5億円となっております。

続いて、指定金融機関の事務取引に関する契約書に基づいて、公金の定期検査ですが、2月9日にJA兵庫西寺前支店を対象に定期検査を実施しております。検査の結果、関係帳簿、収納、支払い事務、証拠書類の整理、保管状況は適切に処理されていたとのことでした。続いて、指定金融機関への事務取扱手数料でございますが、現在JA兵庫西と税込みで年70万円で契約をいたしております。このうちJAは48万6,090円を収納金融機関に支払っており、実質的には21万3,910円になっているとのことでございます。このような状況から、JAからこの手数料の見直しの依頼があったので、今後協議をしていくとのことでございます。

次に、総務課でございます。職員の人事評価ですが、3年度から実施していきます。3年度は管理職を対象に12月の勤勉手当に反映し、昇給は5年の1月から反映をしていきます。また、一般職員は6年以降の実施になる予定とのことでございます。続いて、役場本庁舎の電話交換機等の更新工事を行います。3月7日に取替え工事を行います。

そのため、午前9時から12時までの間は通常の電話が使えなくなるので、臨時電話を2台設置して対応するとのことをごさいます。このことにつきましては、告知放送、また、広報等で周知を図っていくとのことをごさいました。

続いて、町内の河川の観測局ですが、現在15か所ありますが、そのうち7か所の水位計、それから監視システムのブレーカーを停電した後に自動的に復帰するものに取り替えることにしている計画をごさいます。これによりまして、15か所の全てが自動復帰ブレーカーになるとのことをごさいます。続いて、旧越知谷小学校・幼稚園と地域交流センター跡地の活用についてをごさいます。越知谷小学校・幼稚園には6者、地域交流センターには3者の応募があり、応募者を対象にプロポーザル、ヒアリングを実施をしております。その結果、旧越知谷小学校・幼稚園は但馬米穀株式会社と、地域交流センターはゲートウェイアジア合同会社を契約候補事業者として選定をしております。旧越知谷小学校の運動場、アクティブセンターの地元利用や避難所として利用する場合の協定についての質疑をごさいます。体育館と運動場の地元優先利用は公募時の条件としていたので、協定書に盛り込んでいるとのこと、あと、幼稚園舎と図工室、家庭科教室など地元開放の要望については、契約候補事業者からは開放することの了解を得ているので、今後、出入りの方法、鍵の問題などの詳細を決めて対応していくとのことをごさいました。

続いて、川上小学校の跡地活用ですが、株式会社BugMoから食用昆虫、コオロギをごさいます。これの養殖・生産システムの研究開発、加工品の研究販売等に活用するとの応募申込みがあり、2月7日に川上区民対象の説明会が実施をされております。また、以前ありました長谷漁業協同組合のウナギ養殖での活用は断念されたとのことをごさいました。

続いて、今後のインターネット環境についての質疑をごさいます。質疑に対してインターネットは、企業活動、個人活動にはなくてはならないツールで、速い速度のものを用意していかなければならないと思っている。しかし、一般ユーザーは高いものを選ばれる方もおられるし、少々遅くても安いほうがよいという方もおられるので、料金と速度、サービスのバランスを取らなければならず、今後も業者と協議をしていきたいとのことをごさいました。

次に、ユーチューブ等を使ってやまびこ学園の閉校式などの行事をリアルタイムに見ることができない理由についての質疑をごさいます。一つには、越知谷小学校からケーブル局舎への上りの光ファイバーのラインがないのでできない。神崎小学校や大河内保健福祉センターの2階、本庁舎の3階には光ファイバーの線を入れているので、夏祭り、選挙の開票状況、議会の中継は生放送ができるとのことをごさいます。

それから、2点目は、タブレット、それからスマートフォンのカメラの画質、それから音声をそのままアップすることができるかどうかの問題があり、また、取材用のカメラの映像をスマートフォンでアップすることは、今のシステム、機械ではできないとの

回答でした。また、タブレット、スマートフォンで撮って、パソコンに取り込んでアップするのは可能だとは思いますが、肖像権、音楽の著作権などの法的な問題があるのでとのことでございました。

次に、税務課です。収納率を高めるために推奨している口座振替による納税者は、税全体で46.5%となっています。その中で固定資産税は66.9%で、前年度より約15ポイント伸びているとのことでございました。続いて、固定資産税等に係る返還金交付要綱ですが、令和2年4月1日に民事法定利率が5%から3%に引き下げられましたので、これに伴って一部改正をしております。

次、住宅用地特例の件でございますが、住居用の家屋が建っている宅地につきましては、敷地の200平方メートル以下の部分は固定資産税評価額の6分の1、200平方メートルを超える部分については、評価額の3分の1で課税をするという住宅用地特例があります。令和3年度の固定資産評価替えに向けての準備作業の段階において、この適用に誤りがあることが判明したので、この錯誤による還付金を令和3年度当初予算に計上して遡及還付する予定とのことでございます。適用誤りの原因としましては、地目変更や建設時は倉庫や車庫の建物が建っていて、非住宅地として課税していたものが、その後、住宅用地、住宅用家屋に用途変更がされ、そのときの更新事務がされていなかったケース等が考えられるとのことで、航空写真で現況確認を導入する前の物件が多く、未登記家屋も多いので、このような課税錯誤が生じたとのことでございます。この件で、同じ敷地内に地番が分かれている場合の取扱いについての質疑に対しましては、住宅用の家屋が建っている部分を1区画地とみなしますので、地番が違っていても同じ取扱いになるとの回答でございました。また、還付期間についての質疑がございまして、固定資産税に係る返還金交付要綱に基づいて、10年前まで遡ります。また、納税者の責めに帰さないものは20年前まで遡りますが、20年前までに遡る事案はないとの回答でございました。一方、増額につきましては、令和3年度からの課税になるとのことでございます。納税者への丁寧な説明と、また、このことは特定空き家対策等により、取り壊せば非住宅地になるので、この特例の説明もするように委員会として要望をいたしております。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項、質疑内容につきましては、お手元の報告書にまとめておるので、後ほど御覧ください。

これで委員長報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いいたします。

吉岡嘉宏民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） アクリル板があるので、マスクを外して報告をさせていただきます。

それでは、民生福祉常任委員会の開催結果報告をさせていただきます。

去る2月10日、午前9時から午後4時3分までの間、委員会を開催しました。

1 ページめくっていただいて 2 ページ、まず、最初に公立神崎総合病院でございますが、主な質疑応答としまして、1 つ目のクエスチョン、新型コロナウイルスのワクチン接種のスケジュールと公立神崎総合病院の役割についてはということで、アンサー、3 月中は医療従事者、4 月からは 65 歳以上の高齢者という順番で考えている。基本は集団接種であり、現在、健康福祉課と病院で実施方法について詰めている段階である。ワクチンは 1 人 2 回の接種が必要であり、65 歳以上の高齢者だけでも延べ 7,200 回の接種となるので、土日も実施できないか検討している。

次のクエスチョン、3 月からの医療従事者への接種だが、公立神崎総合病院で接種を希望しない職員の割合はどうかという質問に対し、アンサー、当初予定していた対象者は 325 人程度で、現在の希望者は 300 人である。妊活等、妊娠活動ですね、妊活等により希望していない職員もいるが、ほぼ全員が希望している。

それから、クエスチョン、経営上、一番の弱点が人件費比率である。以前もらった令和元年度の西播磨自治体病院の決算資料を基に、分母を医業収益、分子を給与費と経費、この経費というのは非常勤医師の給与で割ると、割り算をすると公立神崎総合病院が 99%、宍粟市民病院が 81.3、たつの市民病院が 95.8、赤穂市民病院が 75.7、相生市民病院が 74.1% である。医業収益に対し 99% も人件費が占めていれば、毎年 5 億ほどの赤字になってしまうはずである。経営改善対策をするのは当然のこととして、同時に経営形態の見直しも進めていくべきと思うがどうかという質問です。アンサー、人件費比率が高いことは御指摘のとおりである。ほかの公立病院と違うところは、医事課、給食課を直営としているところで、ほかの病院は恐らく委託している。そのため、ほかの病院は経費比率が高くなっていると思う。外来でいうと、当院は紹介なし加算ができない規模の病床数なので、外来の制御がしにくくなっており、収益的には単価の低い外来に手を取られている状態である。当院の患者層、入院、外来の割合を考慮して改善しなければならないので、どのような進め方がいいのか、コンサルや学識経験者に意見を求めたいと考えている。経営形態の見直しについては、次のステップに行く準備はしている。

次、3 ページ行っていただいて、健康福祉課です。新型コロナワクチンの接種について、クエスチョン、3 月中旬に高齢者に接種券を郵送する予定とのことだが、接種の順番はどうなるのか。また、区ごとに割り振りするのか。アンサーとしまして、基本、1 日の枠を 50 人、あるいは 100 人といった人数制限を設ける。接種券の送付後に電話かネットで申し込んでもらい、申込者に予診票を送付する。申込電話の殺到も考えられるので専用電話を設け、会計年度任用職員を 2 名採用し受付に当たってもらう。接種券送付の際に、土日は〇〇人、平日は〇〇人といった予定表を同封し、自分が受けたい日を選択できるような形をと考えているということです。

続いて、クエスチョン、現在準備できていることと、今後しなければならないこと、2 点について示していただきたい。アンサーとして、接種券の印刷は業者委託でほとん

ど完了しており、3月上旬には地区ごとに封筒詰めされたものが納品される。接種会場は公立神崎総合病院と神崎支庁舎の2か所としており、パーティション等はほぼそろっている。一番困っているのが日程の設定と公立神崎総合病院との調整である。公立神崎総合病院は、土日だけにするのかなど、受入れ体制を事務長、副町長、健康福祉課で協議している。また具体的な事柄が決まり次第、詳細を記載したチラシの作成が進むと思っている。神河町は高齢化率が高いので、各集落への専用バスも必要だと考えている。また、バスの利用が難しい方にはタクシー利用の検討もしているということでございました。

続いて、クエスチョン、高齢者施設の入所者と寝たきりの方への対応はどう考えているか。アンサー、施設入所の場合は本人または家族同意の上、主治医の先生に施設で集団接種をしていただく予定である。その際、施設従事者も接種していただくことは可能である。寝たきりの方の場合は、デイサービスで施設に行かれた際に接種してもらえるように、施設の方々と調整する考えである。

次、めくっていただいて、4ページ入ります。クエスチョン、接種会場は、公立神崎総合病院と神崎支庁舎の2か所との説明を受けたが、神崎支庁舎を大河内保健福祉センターに変更できないか。アンサー、地域、エリアで考えたときに、神崎エリアにも大河内エリアにも接種会場があるのが理想である。しかし、次の2点の理由により神崎支庁舎とさせていただいた。御理解を願いたい。理由の1つ目、マイナス摂氏75度を保てる冷凍庫であるディープフリーザーとワクチンの管理のため、保健師が常駐していること、神崎支庁舎に常駐しているということです。2番、確率は低いですが、接種後、アナフィラキシーショックの症状が発した場合に備え、公立神崎総合病院に神崎支庁舎が近いということ、この2点という説明でございました。

健康福祉課、その他についての質疑応答であります。1つ目として、クエスチョン、障害者福祉計画に記載されている基幹相談支援センターの役割は何か。また、相談員には資格は必要なのか。アンサー、基幹相談支援センターとは、障害者の方やその家族から相談を受けたり、施設の方から障害者のケアの相談も受ける。障害に係ることならどんな相談も受け、適切な指導を行う支援センターである。相談員については、社会福祉士等の資格があることが望ましいが、障害者施設で働いていた経験等があれば大丈夫である。

クエスチョン、地域包括支援ケアシステムとは、要支援、要介護になるまでの段階の人を対象としたシステムか。アンサー、介護度は関係なく、どのような状況の方でも住み慣れた地域で人生を全うするためのシステムである。医療が必要となっても介護と連携し、安心して住み続けることができる仕組みと考えてもらったらよい。また、要支援にならないように介護予防の事業を展開している。地域の中で困り事があれば、地域の中で解決できるような協議体をつくっているところである。

次、5ページ行きます。住民生活課でございます。主な質疑応答でございまして、

中播北部行政事務組合の特別議決ということについて議論がありました。クエスチョンとしまして、中播北部行政事務組合に今後福崎町がそのまま加入されることになっているが、市川斎場に関することについても福崎町に議決権があるのはおかしい。福崎町は市川斎場に関する議決権はないと明記するのは法的にまずいことなのではないでしょうか。アンサーとしまして、兵庫県の市町振興課に確認したところ、組合議会に議員として出席している以上は議決権があるということです。市川斎場に関する審議をする際に、神河・市川両町が賛成の場合、事務局長から何らかの形で福崎町の議員には配慮をしていたかどうかよく話をすると聞いていますと、議決権はないと規約に明記できるのかどうかは一度確認するというところまでございまして、昨日、組合議会がありまして、続いて、今日お手元に37号議案、組合規約の変更の追加資料が配付されております。内容につきましては、市川、神河、2町の採決に対して、斎場の話です、斎場の関係の採決に関して、福崎町の議員は賛同する旨の覚書を結ぶ方向で調整をするということになっています。

続いて、住民生活課、地球温暖化対策についてです。クエスチョン、地球温暖化対策実行計画は、役場あるいは官公庁だけに係る事業か。アンサー、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、国の地球温暖化対策計画の策定時に、町全体のCO₂削減ではなくて、公共施設に限っての温室効果ガス削減計画を立て、実行に向けて取り組むということが定められたものであります。町全体のCO₂削減については、区域施策編として計画を策定することになってますが、神河町は人口要件により対象外となっていることでした。続いての質問で、それでは、対象外になっていても、本日配付されたこの「かみかわクールチョイスハンドブック」、説明書であります、これを1枚物にするなどして家庭向けに配布し、町民が地球温暖化防止に関心を持ってもらい、官民一体となって進めていくことが重要だと思うがどう思われるか。アンサーとして、クールチョイスとは何かを知っていただくためにハンドブックを作成した。今年度は啓発の年であり、小・中学校では授業のカリキュラムにも地球温暖化対策が入っており、関西電力と町で中学校へクールチョイスの出前授業も行い、クールチョイスのPRはしている。町民には、藤原ヒロさんほか出演の啓発ビデオを3月からケーブルテレビで放送し、クールチョイスを啓発する。区域施策編の作成は、令和3年度で取り組めないか考えているということです。

次、めくっていただいて6ページ、粗大ごみの収集についてでございます。クエスチョン、粗大ごみの収集をしていないのは県内で神河と市川の2町というショッキングな調査結果であった。今後、検討することであるが、収集を実施する方向での検討と理解していいのかというクエスチョン。アンサー、何らかの方法でやるべきと思っている。集落の空き地を利用して回収する場合、そこまで持っていけない高齢者世帯等の対処をどうするかが課題である。有料で家まで個別回収に行く方法もあるが、地域の方の協力で集積場所に持っていき支援を受けられないかと考えているところであるということです。

次に、特定空き家対策について、クエスチョン、東柏尾区で1件、特定空き家の除却に公金が100万円支出されている。氏名の公表は個人情報なのでできないというのはいかなるものか。公金を入れて除却した以上、氏名の公表は当たり前だと思うがいかがでしょうか。アンサー、法律上どうなのか、次回委員会までに調査をするということでした。

最後に、上下水道課でございます。主な質疑応答としまして、クエスチョン、山田区内の管路修繕工事の現場を通りかかった際にアスファルトの工事をしていたが、そのアスファルトが薄いように感じた。写真も撮り役場に連絡もしたが、その後の確認と処置はどうなったでしょうというクエスチョン。アンサー、写真を建設課から頂き、業者に資料をそろえるように指示をした。管路の工事は専門的なので、設計だけでなく施工管理も業者委託しており、進捗管理と技術管理もしていただいている。もちろん施工業者は上下水道課とも協議しながら現場を進めている。アスファルトの舗装の許容範囲は、平均してマイナス2ミリと規定されていると思うが、設計以上の数値が求められるというのは当然のことと考えており、職員にその管理もしっかりとしてもらうようにするということがございました。

次に、令和元年度の漏水修繕件数は197件でありましたが、町水道の全使用量の何%ぐらいが漏水しているのかという問いに対し、アンサー、浄水場から出た水の総量と請求させていただく水量から算出をする有収率があり、神河町は62%ぐらいとなっているが、よい自治体は90%台というところもある。80%台を目指して管路工事を行っているが、老朽化が激しく、こういった修繕件数になっているとのことでした。

以上で民生福祉常任委員会、2月10日の開催結果について報告させていただきました。

○議長（廣納 良幸君） 次に、産業建設常任委員会、お願いします。

栗原廣哉産業建設常任委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（栗原 廣哉君） おはようございます。産業建設委員長の栗原です。それでは、閉会中に実施した継続調査事件についての調査を令和3年2月3日に神河町役場第3会議室において実施しましたので、主立ったものを報告していきます。

まず、建設課所管についてであります。町道神崎・市川支線の工事の進捗状況について、貝野橋東交差点との接続工事で事業が完了します。福山川に架かる橋梁周辺安全対策、転落防止柵等の設置を実施し、町道福山2号線の認定変更を行います。

次に、土壌汚染対策法、2010年改正による無届け工事について、1月27日に神戸新聞で報道された神河町の無届け工事3件は、1件目が町道神崎・市川線の改良工事、2件目、福山2号線の改良工事、3件目、水走り中河原線の改良工事。土壌汚染対策法の改正により、土壌汚染の報告義務が3,000平方メートル以上の土地の形状を変える

工事に県への届出が必要ですが、報道された3件については、それぞれ単年度で発注をかけた工事であり、単年度分の工事範囲で3,000平方メートルを超えていなければ届出は必要ないと解釈していたとの報告がありました。

主な質疑応答として、クエスチョン、スキー用建設とニガ竹の残土処分地は届出をしているのか。アンサー、スキー場は届出済みであり、ニガ竹については、産廃処理場の指定を受けているので該当しないと理解している。

クエスチョン、あじさい橋、神崎公民館前の出入口が両脇の欄干で左右の安全確認がしにくいので改善できないかとの声があるがどうか。アンサー、出入口は一旦停止の標識があり、対面にはカーブミラーが設置してある。道路交通法を守り、左右確認し徐行していただくと安全かと思う。警察とも協議し、状況を踏まえて検討していく。

次に、地籍課所管についてであります。地籍調査事業については、順調に進捗しています。主な質疑応答として、地籍調査にドローンを活用する見込みがあるのか。アンサー、危険な箇所の調査やくいの運搬等について検討している。

次に、地域振興課、農林業係についての質疑応答で、クエスチョン、スマート山村促進事業に多くの申請があり、抽せんの結果、2地区が落選となっている。林業施策は神河町にとって重要な施策なので、何とか落選した2地区にも補助できないか。アンサー、新年度の事業も含め、検討するとのことでした。

商工観光係は、12月現在の観光施設等の入り込み状況は、宿泊施設、飲食関係は激減しており、非常に厳しい状況が続いていますが、感染リスクの低いアウトドア施設への関心が高まり、昨年度並み、もしくはそれ以上になっています。スキー場においてもオープンから年末年始は多くの人でにぎわいました。しかし、今回の緊急事態宣言で入り込み客数は減少し、苦戦しています。

また、砥峰高原においては、昨年より36%の増で、初めて年間10万人を超えましたとのことであり、主な質疑応答として、クエスチョン、コロナの影響で特に飲食店は外出自粛の影響を受けている。現在の町内の事業所の状況を商工会等と連携して、どのように把握していくのか。アンサー、商工会とも協議をしており、今後については、販路拡大や新しい事業への取組等の要望が多く出てきており、補正などで対応していきたいと考えている。クエスチョン、交付金について、商工関係はどのように生かすのか。アンサー、商工会のハートフル商品券のプレミアム部分を上乘せする等、検討しているとのことでしたので、委員会としては、商工会に限らず、いろんな団体等の意見を十分に聞き、本当に困っている方々のために有効に活用するよう申し入れました。

ひと・まち・みらい課、ファミリーサポート事業についての質疑応答で、クエスチョン、預かるのは誰なのか、また保育士の資格は要るのか。アンサーとして、相互援助が基本で、預けたい人、預かりたい人、それぞれの協力の中で行っていく。最初は、職員がセッティングするが、後々は会員同士の合意となる。保育士の資格は必要ないとのことでした。

アグリイノベーション事業の作畑イチゴハウスの復旧について。クエスチョン、作畑のイチゴハウスの復旧が11月完成予定であったが、3月末になった原因は。アンサー、下請の部材供給会社が倒産したと職人がほかの現場との兼ね合いで工事の再開が3月以降になる。何とか4月の定植に間に合わせたいと思っている。

次に、ニンジンジュース加工施設について。主な質疑として、クエスチョン、地方創生推進交付金事業で実施されるということだが、事業主体、申請者は誰なのか。アンサー、間接補助事業なので町が申請するが、事業主体は、株式会社KTSである。クエスチョン、雇用人数はどれぐらいになるのか。アンサー、7名であり、そのうちパートが3名である。皮むき、シール貼り等の作業もあり、高齢者あるいは身障者の方の雇用にもつながると考えている。クエスチョン、用地はどこで検討されているのか。アンサー、当初は、候補の一つとして、越知谷小学校を予定していたが、実現せず、農村環境改善センターも考えていたが、農水省のモデル事業で補助金が入っているので、手続に時間が必要である。今後、内部で慎重に協議を進め、具体的になった段階で改めて説明する。クエスチョン、神崎公民館、体育センターの代替施設として農村環境改善センターの活用をと定義してあるのに今回、ニンジン加工施設を検討しているとのことだが、課内での調整はできているのか。アンサー、美術展や文芸祭等の展示場としての代替として、グリーンエコー笠形B&G体育館を使用できないときは農村環境改善センターとしていたが、その後の内部協議の結果、代替施設の中に入れないこととなった。

次に、コミュニティバス運行ダイヤの変更について。4月1日から現在の利用状況を鑑み、乗車のない便については廃止し、実態に合わせた運行を行う。主な変更点として、1つ目に、平日の上越知往復便を1便追加、第2として福山団地、渕北便を運行中止、第3として、環状線東回り2便を寺野経由から福山経由に変更、4番目に、土日祝日の環状線西回り3便の運行中止、ここで、また質疑応答あり。クエスチョン、路線廃止となる福山団地、渕北の対策はどうするのか。アンサー、廃止理由については、利用がほとんどないか、ごく僅かの状況である。対策としては、長谷地区については、地域の中で動いているデマンド等でカバーできたらと思っている。他の路線については、後々の移手段をどのように確保していくかについて、専門家のアドバイスをいただきながら考えていきたい。クエスチョン、路線廃止により、どのくらいの経費削減になるのか。アンサー、見直しにより年間走行距離が、約2万8,000キロの減になり、令和2年度のキロメートル当たり単価で考えると900万円ほどの運行経費の減になる。

次に、貸工場整備事業について。令和3年2月上旬に株式会社すずき食品研究所と土地建物賃貸借契約を交わし、その後、株式会社すずき食品研究所による内装、電気、機械設備工事が行われ、7月より、シイタケ菌床生産を本稼働する予定です。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） それでは、ここで私のほうから12月定例会以降、閉会中の主立った事柄について報告をいたします。

1 2月23日、県道加美宍粟線改良促進議会連絡協議会要望会を行いました。今年度はコロナ禍ということで、宍粟市議会、神河町議会、それぞれが所管の土木事務所で要望を行い、神河町議会は姫路土木事務所福崎事業所において、栗原廣哉産業建設常任委員長と藤森正晴副委員長、上野英一県議会議員にも御臨席いただき、坂の辻峠トンネル計画を含む県道整備の実現に向けた要望を行いました。

1月10日、神河町成人式が挙行され、私が出席しております。神河中学校第5期生137名の皆様が成人を迎えられ、社会人としての自覚を新たにされました。議会を代表し、神河町の明日を担う新成人の門出をお祝いし、激励をいたしました。

1月18日、神河町青少年問題協議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

1月19日、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定委員会が開催され、小島義次民生福祉常任委員に出席していただいております。

1月28日、第4回神河町空き家等対策協議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

1月29日、男女共同参画推進計画策定委員会が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月4日、健康増進・食育推進計画策定委員会が開催され、小島義次民生福祉常任委員に出席していただいております。同じく4日に、神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業改革策定委員会が開催され、小島義次民生福祉常任委員に出席していただいております。

2月8日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、規約の変更1件、令和2年度事務組合一般会計補正予算、令和3年度事務組合一般会計予算について、提案説明を受けました。

2月9日、中播北部行政事務組合議会議員協議会が開催され、澤田俊一副議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。協議の内容については、事務組合規約の変更についてでございます。同じく9日に、第3回神河町土地利用計画策定委員会が開催され、私が出席しております。

2月15日、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。令和2年度補正予算、令和3年度事業計画及び予算について審議し、可決しております。引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、令和2年度補正予算、令和3年度事業計画及び予算について審議し、承認しております。

2月17日、神河町ケーブルテレビネットワーク放送番組審議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

2月18日、国民健康保険運営協議会が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月24日、保健対策推進協議会が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

3月1日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、澤田俊一副議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。

付議事件について、令和2年度事務組合一般会計補正予算を可決、令和3年度事務組合一般会計予算について、提案説明を受けました。

なお、毎年実施されております神河町商工会主催の新年交歓会、また人権啓発講演会は、コロナ禍により中止となっております。

定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月12日に第66号を発行し、1月25日に各区長様に配布しております。なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、御覧ください。

以上で、閉会中の主立った事柄についての報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時35分といたします。

午前10時15分休憩

午前10時35分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

先ほどの議会運営委員長の報告で一部訂正があります。報告をお願いいたします。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部でございます。先ほどの議会運営委員長の報告の中で、第52号議案から第64号議案を第3日目、第4日目の審議で表決と申し上げましたが、第52号議案から第64号議案は、その後に申し上げましたとおり、質疑の後、予算特別委員会を設置して審査を付託いたしますので、第3日目、第4日目には表決は行いません。以上、おわびいたしまして訂正をさせていただきます。申し訳ございません。以上で終わります。

○議長（廣納 良幸君） これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和2年11月10日に発生した公用車事故の対物事故分について、1月8日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、お手元の専決処分書により御説明を申し上げます。

事故発生日は、令和2年11月10日午前9時頃で、事故発生場所は、神河町大山でございます。事故概要は、住民生活課職員が防災行政無線の不具合対応のため、依頼者宅を訪ねた際、自らが運転する公用車を依頼者宅カーポートに駐車するため後進させた際に、カーポート屋根フレームに衝突させたものでございます。運転車両はスピーカーを搭載しており、キャリア部分が依頼者宅カーポートの屋根フレームに衝突し、損害を与えたもので、事故の責任割合は町有車両が100%、相手方カーポートがゼロ%となります。損害賠償額は56万1,000円で、示談成立日は令和3年1月8日、賠償金支払いは令和3年1月29日でございます。衝突のショックで、全体的にカーポートが沈んでおり、全部の取替え工事となりました。バックで入庫の際、目視は行っておりましたが、進入路に勾配があったこともあり、屋根部分のフレームに気づかなかったとの報告を受けておりますが、常に心と時間に余裕を持ち、周囲に気を配ることはもちろん、状況に応じ一旦停止や下車して、周囲の安全を確認するなどの対応、心がけを指導したところでございます。

なお、福崎警察署交通課長様にお願いをし、職員安全運転講習会を12月2日、12月4日の両日開催をし、何をおいても安全第一で、歩行者優先規定の遵守、危険予知、万一事故を起こした場合の対応、絶対現場から離れないといったようなことについて、講習を受けたところでございます。依頼者住民の方には大変御迷惑をおかけいたしました。事故後の対応としては、まずは謝罪と職場への連絡、そして110番通報により適切な処置を行っております。引き続き、組織として安全運転に努めてまいりたいと考えております。

以上が、報告第1号の詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

報告第1号につきましては、以上のとおりでございます。御了承のほど、よろしくお

願いをいたします。

日程第5 第1号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、第1号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第1号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第8号））でございます。令和3年2月18日に、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算第7号以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。補正の要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための緊急事態宣言に基づく緊急事態措置、令和3年1月14日木曜日から2月7日日曜日で、兵庫県の要請に応じて、営業時間の短縮に御協力いただいた事業者に対し、協力金を県、市町が協調で支給することに対する予算措置でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,815万9,000円としております。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第1号議案の詳細につきまして御説明をいたします。

補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に伴う予算措置でございます。兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じ、営業時間の短縮、時短営業でございます、に御協力をいただいた事業者の皆様に対し、協力金を県、市町が協調で支給するものでございます。

事業の概要を御説明いたします。時短要請期間は、緊急事態宣言期間で令和3年1月14日木曜日から令和3年2月7日日曜日でございます。対象地域は、県内全域でございます。対象施設は、県内全域の飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店の営業許可を受けている飲食店でございまして、なお酒類を提供する店に限定するものではございません。支給要件は、通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類の提供は、午前11時から午後7時までに短縮した場合に支給するものでございます。開業日は、令和3年1月13日以前に開業

していることを要件といたしております。支給額につきまして、1日当たり1店舗6万円で、時短営業日数を乗じた額でございます。申請の受付につきましては、既に2月8日から開始をされてございます。そして、支給の開始ですが、昨日の3月1日月曜日から支給が始まってございます。

続きまして、事項別明細書で御説明をいたします。4ページをお願いいたします。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、540万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。これによりまして、補正後の交付額は、3億3,860万8,000円でございます。

続いて歳出をお願いします。3、歳出、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で、兵庫県と委託契約する休業要請事業者経営継続支援金給付事業委託料を540万円増額するものでございます。540万円の歳出根拠につきましては、平成28年度の経済センサスによる54事業所に対して、時短営業最大期間25日に1日当たりの市町負担分4,000円を乗じた額でございます。

なお、全体支給額の財源内訳は国が80%、県、市町が20%で、県と市町の負担割合は、県が3分の2、市町が3分の1でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第6 第2号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、第2号議案、神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第2号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件例外適用の件でございます。

農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88号、以下、法といいます。第8条第5項では、原則として、農業委員の過半数が認定農業者等であることとされています。しかし、認定農業者が少ない場合には、農業委員の4分の1以上を認定農業者等またはこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を得た場合には例外が認められます。現神河町農業委員会委員の令和3年3月31日任期満了に伴い、委員を公募したところ条例の定員14名に対して14名の推薦がありました。そのうち、認定農業者等に該当する方は5名で、法の要件である委員の過半数を満たさないため、認定農業者等に準ずる者に該当する方2名を合わせた計7名で、農業委員の4分の1以上を認定農業者等ま

たはこれらに準ずる者といたしたく、法第8条第5項ただし書及び同法施行規則第2条第2号により議会の同意を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課農林業特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

前川地域振興課特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。第2号議案の提案理由について御説明申し上げます。

農業委員の任命に当たっては、原則として認定農業者である個人または法人の業務を執行する役員等が、委員の過半数を占めなければならないと定められております。しかし、今般の公募、推薦による候補者14名のうち、認定農業者等に該当する方は5名でございます。現在、当町の認定農業者数は、個人3、法人9の計12でございますが、町全域を公平にカバーするために合併当初から町内7つのブロックごとに2名を御推薦いただいておりますこと、ブロックごとの認定農業者数がゼロから4とばらつきがあることなどから、認定農業者等が候補者の過半数には達しておりません。また、当町の認定農業者数12は、委員定数14に8を乗じた数112を下回り、法第8条第5項ただし書の認定農業者が少ない場合に該当いたします。このような市町では、認定農業者等に認定農業者であった者や認定農業者の親族、人・農地プラン中心経営体の役員等、認定農業者に準ずる者を加えて過半数とすることについて、議会の同意を得た場合、同法施行規則第2条第1号の例外規定が適用できます。今般の公募では、認定農業者数は5名、認定農業者に準ずる者に該当する方は2名で計7名となりますが、これでも過半数には達しません。そこで、次の例外規定である同規則第2条第2号の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等またはこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を得た場合という規定を適用いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上が提案理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第7 第3号議案から第16号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、第3号議案から第16号議案までの神河町農業委員会委員の任命の件、14件を一括議題といたします。

上程14議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号から16号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町農業委員会委員の任命の件でございます。

農業委員会等に関する法第8条第1項の規定により、議会の同意を得て任命しようとするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課農林業特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

前川地域振興課特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。

第3号から第16号議案の理由並びに内容について、御説明申し上げます。

なお、第3号から第16号議案までの14件につきましては、全て神河町農業委員会委員の任命の件の議案となっておりますので、提案内容を一括して御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律により、農業委員の選任については、市町村長が議会の同意を得て任命することとされております。定数につきましては、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例により、農業委員は14名と定められております。定数につきましては、現委員の任期が本年3月31日に終了するため、法の規定により、推薦、公募を行い、推薦のあった14名を新たに農業委員会委員に任命する必要があります。

委員の任命に当たっては、認定農業者等または認定農業者等に準ずる者で農業委員の少なくとも4分の1を占めること、さらに農業委員会は公平、公正な判断が求められる組織であることから、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定されております。今回、去る令和2年10月22日から令和2年11月30日まで募集を行い、地区推薦により、14名の方が推薦されております。

それでは、第3号議案、神河町農業委員会委員の任命の件から順に説明申し上げます。

第3号議案、神河町越知813番地の1、藤田憲一様、昭和31年3月11日生まれ。農業への関心が高く、地域のことに貢献したいとの思いを持っておられます。農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者に該当されます。

第4号議案、神河町岩屋82番地、小林秀恒様、昭和28年8月29日生まれ。人・農地プランの中心経営体である岩屋営農組合の副組合長として、長年にわたり区内の農業振興に努められ、農業への識見を有しておられます。認定農業者等に準ずる者に該当されます。

第5号議案、神河町山田973番地、廣岡典幸様、昭和19年6月23日生まれ。区内の状況を熟知され、株式会社山田営農の役員として、長く業務に携わり、農地の利用についても熱意と識見を持って活動されております。現在、株式会社山田営農の代表取締役であり、認定農業者等に該当されます。

第6号議案、神河町中村132番地の3、大成正悟様、昭和32年2月8日生まれ。現農業委員で、区内の状況を熟知され、農地の利用についても自ら株式会社中村営農の代表取締役として熱意と識見を持って活動されております。認定農業者等に該当されません。

第7号議案、神河町寺野211番地、廣納正様、昭和22年2月11日生まれ。現農業委員で、区内の状況をよく御存じで、農業に熱意と識見を有されています。元認定農業者であり、現在は親族の認定農業者の行う耕作に従事され、認定農業者等に準ずる者に該当されます。

第8号議案、神河町東柏尾668番地の6、河合敏雄様、昭和32年2月4日生まれ。現農地利用最適化推進委員で、区内の状況に精通され、農事組合法人東柏尾営農の理事として自らも実践し、地域農業に貢献されております。認定農業者等に該当されます。

第9号議案、神河町吉富457番地、前川豊様、昭和31年1月10日生まれ。区内の状況をよく御存じで、農業への関心が高く、自らも実践し、地域農業に貢献したいとの思いを持っておられます。

第10号議案、神河町大山837番地、戸田良一様、昭和32年1月19日生まれ。区内の状況を熟知され、農地の利用についても、自ら農事組合法人大山営農の代表取締役として熱意と識見を持って活動をされております。認定農業者等に該当されます。

第11号議案、神河町比延215番地、高橋正光様、昭和27年3月17日生まれ。現在、地区の農会長であり、区内の状況をよく御存じで、農業に熱意と識見を有しておられます。また、農業への関心も高く、自らも実践し、地域に貢献されております。

第12号議案、神河町鍛冶371番地の2、石堂美樹様、昭和28年3月24日生まれ。区内の状況をよく御存じで、農業に熱意と識見を有しておられます。また、農業への関心も高く、自らも実践し、地域に貢献されております。

第13号議案、神河町宮野358番地、加門和弘様、昭和19年11月8日生まれ。現認定農業者で、農業への関心が高く、農地利用の最適化に熱意と識見を有しておられます。認定農業者等に該当されます。

第14号議案、神河町上小田111番地、岸本高明様、昭和30年7月28日生まれ。農業委員を5期務められ、農地の利用の最適化に熱意と識見を有しておられます。また、農業への関心も高く、地域の状況等もよく御存じでございます。

第15号議案、神河町長谷849番地、立垣昇様、昭和23年7月4日生まれ。現区長であり、区内の状況をよく御存じで、農地の利用の最適化に熱意と識見を有しておられます。

第16号議案、神河町長谷1343番地の7、高内清様、昭和19年6月23日生まれ。地域内の状況をよく御存じで、農業への関心が高く、自らも実践し、地域に貢献したいと考えておられます。

以上、認定農業者等5名、認定農業者等に準ずる者2名、利害関係を有しない者1名、

その他農業に識見を有する者6名の14名でございます。

別紙に委員候補者の推薦、応募状況等を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第8 第17号議案及び第18号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、第17号議案、神河町越知谷アクティブセンター設置条例を廃止する条例制定の件と第18号議案、神河町越知谷町民プール設置条例を廃止する条例制定の件の2議案を議題といたします。

2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第17号及び第18号議案について関連がありますので、一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町越知谷アクティブセンター設置条例を廃止する条例制定の件及び神河町越知谷町民プール設置条例を廃止する条例制定の件でございます。

旧越知谷小学校については、令和2年3月31日で閉校となり、当アクティブセンター及び町民プールは社会体育施設として利用していましたが、旧越知谷小学校、越知谷幼稚園跡地活用事業者募集を行ったところ、校舎、園舎等の土地及び建物を本年4月1日より民間事業者へ貸し付けることが決定したため、神河町越知谷アクティブセンター設置条例及び神河町越知谷町民プール設置条例を令和3年4月1日施行で廃止するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第9 第19号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、第19号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第19号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例の一部改正については、令和2年度の民法改正において、法定利率の改正が実施されています。従来の法定利率は固定制で、民事法定利率は年5%、商事法定利率は年6%と定められており、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例で定める使用料及び手数料を期限内に納付しなかった場合における遅延損害金については、民事法定利率を準用し、年5%の割合を乗じて得た額に相当する遅延損害金を加算と定めていました。しかし、低金利が長期間継続し、実体経済との乖離を理由に法定利率が3%に引き下げられるとともに、3年ごとに見直す変動制が導入されたことに基づき、町条例の一部を改正するものでございます。加えて、町内のケーブルテレビ伝送路を光化したことに伴い、端末機器の名称の変更、一部サービスの変更、手続の変更等が生じたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、総務課情報発信特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、第19号議案の詳細説明を申し上げます。

本議案の改正理由の一つは、令和2年4月1日施行されました民法の一部改正に伴い、遅延損害金の利率を年5%から法定利率に変更するものでございます。改正前の民法では、法定利率を5%と定めており、それを根拠として本条例の遅延損害金も年5%と定めていましたが、市中金利を大きく上回る状態が続いていたことから、昨年の民法改正により、これを3%に引き下げるとともに、今後の市中金利の変動に対応するため、3年ごとに変動制に改められました。

次に、平成29年度、30年度において、超高速ブロードバンド整備、いわゆるケーブルテレビ伝送路の光化を行いました。その結果、端末機器類の名称の変更、サービスの変更、手続の変更等が生じたことから、現状に合うように条例の文言整理を行うものでございます。

それでは、具体的な箇所の説明を行います。次のページの新旧対照表を御覧ください。まず、第5条第1項第9号では、新たにD-ONUという備品の説明を挿入しています。ちなみにD-ONUとは、光ファイバーを使って、インターネット等のデータ通信を行うための光受信機器であります。

次に、元の第9号を繰り下げ、第10号として、端末機器のセットトップボックスを削除し、V-ONUを加えました。セットトップボックスは、BS放送やCS放送を御覧いただくために貸出しをしておりましたが、光化の整備が行われたことによりまして、セットトップボックスがなくてもBS、CS放送が見ることができるようになりました。そのため、貸出サービスをなくし、セットトップボックスの名称を削除するものでござ

います。

次に、第10条第2項を次項に改正するのは、例規文の文言整理であります。

次に、第13条第2項は、セットトップボックスのサービスが終了したため、月額料金を定める項を削除しました。第14条第1項は、町が認定する宅内工事組合がなくなり、委託する工事業業者は宅内工事だけを扱うのではなく、屋外の引込み工事を行うため、宅内工事業業者という表記を工事業業者に変更するものでございます。また、新規加入の際の引込み工事は、町が発注するため、発注者を町長に変更するものでございます。また、ただし以降の例外規定は、使用することがないと判断し、削除いたしました。第14条第2項は、宅内工事の扱いを規定していましたが、宅内という文言を整理し、加入者からの依頼をD-ONU設置依頼という表記に変更するものでございます。第14条第3項も同様でございます。第18条は、先ほどの民法改正による遅延損害金利率を年5%から法定利率に変更するものでございます。第29条は例規上の文言整理であります。

別表第3では、セットトップボックスの使用料を定めていましたが、サービスがなくなったため、改正し、端末機器名を規定しています。別表第4では、セットトップボックス及びD-ONUの設置手数料を定めていますが、セットトップボックスの貸出しがなくなったため、削除いたしました。

以上が改正の詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第10 第20号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、第20号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が、令和3年2月3日に公布され、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令、令和2年政令第11号が廃止、令和3年2月12日に失効されたことに伴い、当該政令を引用している神河町職員の特殊勤務手当に関する条例を改正する必要が生じたためでございます。

内容は、附則第2項中、新型コロナウイルスの定義を新型コロナウイルス感染症を指

定感染症として定める等の政令、令和2年政令第11号の第1条から、このたびの法律改正で新たに定義が規定された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、平成10年法律第114号、第6条第7項第3号に改正するもの。

そして、附則第2項及び4項中において、手当の支給期間を政令第2条に規定する期間に限り支給するとしたものを削除するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策が長期に継続するものと予測され、当該特殊勤務手当の支給期限を設ける必要がないことを意味するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、適用日は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、平成10年法律第114号の一部改正法が施行する令和3年2月13日とするものでございます。参考として、神河町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則も添付させていただいておりますが、条例同様の理由で改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第11 第21号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第11、第21号議案、神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第21号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、根拠法令となります地域経済牽引事業の促進等による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、引用する条項に条ずれが発生しているため、当該条例を正しい引用部分に変更を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第12 第22号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第12、第22号議案、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第22号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効となることに伴いまして、失効日までに当該固定資産を取得したものについても、課税免除の効力を有するように定めるため、改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。第22号議案の説明をさせていただきます。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正でございますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効となることに伴いまして、兵庫県条例に合わせた改正でございます。

神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の失効日は、過疎地域自立促進特別措置法及び兵庫県過疎地域における県税の課税免除に関する条例と同様に令和3年3月31日となっておりますが、ただし書部分について、兵庫県条例と相違する箇所があります。これにより、令和2年1月2日から令和3年3月31日の間に取得した該当固定資産について、兵庫県は課税免除対象となるのに、神河町ではならないといった不具合が生じる場合があります。よって、町内事業者に不利益が生じないようにするため、改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、御覧ください。

第2条につきましては、兵庫県条例に合わせた規定の整備を行っております。

次に、第8条につきましては、条例の題名改正が行われましたことによります引用条例名の改正でございます。

次に、附則第2項、この条例の失効につきましてですが、失効日の改元による変更とただし書部分についての改正を行っております。このただし書部分について、神河町条例では、この条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けたものについては、なお従前の例によるとなっておりますが、令和3年3月31日まで、つまり、令和2年度末までに課税及び課税免除になっていなければならないこととなります。しかし、兵庫県条例では、このただし書がなく、令和3年3月31日の失効日までに取得した当該の固定資産が課

税免除の対象となるとの見解になりました。これにより、令和3年3月31日までに取得した該当資産がある町内事業者において、兵庫県と神河町での取扱いの差異により不利益が生じないようにするために、失効日までに適用を受けることのできる該当固定資産の取得についても効力を有するといった改正を行っております。

以上、第22号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第13 第23号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第13、第23号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第23号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、税制改正により障害者総合支援法施行令等に準拠して、所得の算定方法の変更と独り親控除制度の新設に伴う、寡婦控除のみなし適用に係る規定が削除されました。また、在宅医療の進展に伴い、訪問看護サービスのニーズの高まり等を受け、福祉医療制度の助成対象に訪問看護療養費を加えることとなりました。これらは、県市町協調事業として、令和3年7月1日施行で実施することとなっていることから、県の福祉医療に係る要綱改正に合わせて、神河町においても、神河町福祉医療費助成条例、神河町高校生等医療費助成事業実施要綱、神河町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第23号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件につきまして詳細説明をさせていただきます。

町長からも説明がありましたとおり、改正の理由として、まず、第2条定義、第18号、医療保健各法の給付について、これまでは医療、歯科、柔整を福祉医療の給付対象としていたものに訪問看護療養費を追加するものです。

次に、第21号、所得を有しないものの中で、これまで税制税法上では、該当しない婚姻をしないで独り親になったみなし寡婦についての説明をしていましたが、税制改正により未婚、離婚、死別、男女に関係なく、子を扶養する独り親として統一されたため、みなし寡婦の定義づけが削除されました。また、低所得世帯の判定の所得額について、税制改正により所得控除額が10万円引き下げられ、前年と同収入でも所得が10万円多くなるため、非該当となることを防ぐために10万円を控除して得た金額となるよう改正するものです。第22号については、低所得者として判定するための所得の算定方法について、先ほどの所得を有しない者の改正、低所得者世帯の判定と同様となります。また、第3条第5項、助成対象者については、先ほどの所得を有しない者の改正、みなし寡婦の説明の削除と同様の改正となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第14 第24号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第14、第24号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第24号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

介護保険法第117条及び129条では、3年に一度、介護保険事業計画を策定し、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改定することとなっております。令和2年度は、介護保険事業計画の策定年度となっており、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会を3回開催し、令和3年度から令和5年度の介護保険料については、介護給付費の推移や第1号被保険者数、要介護認定者数などを基に御審議いただき、月額基準額をこれまでの5,800円から5,900円へ100円の引上げ、年額にすると、6万9,600円から7万800円へ1,200円の引上げを行うものでございます。参考までに兵庫県下の市町の月額基準額の平均額は、約5,870円の見込みであり、神河町の介護保険料については、直近の県からの資料では、41市町中20番目の月額基準額となる予定です。段階別年間保険料については、基準額の割合を乗じ、10段階の介護保険料を設定しており、対象者の所得金額についても変更しております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、第24号議案について説明いたします。

先ほど、町長が説明しましたとおり、3年に一度、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改正することとなっております。介護保険料の改正については、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会を3回開催し、令和3年度から令和5年度の計画策定において、介護給付費の推移、第1号保険者数、要介護認定者などを基に御審議をいただきました。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第2条第1項第1号から第10号までの保険料をそれぞれ御覧のとおり、改正をしております。第2項から第5項までについては、保険料の納付年度を平成30年度から令和2年度までを令和3年度から令和5年度までに改正します。また、第3項では、介護保険法施行規則の改正に伴い、年金収入額を200万円から210万円に、第4項では、300万円から320万円とするものでございます。第6項から第8項については、令和元年10月1日に消費税が10%に引き上げられたことにより、介護保険料算定の所得段階のうち、低所得層である第1段階、第2段階、第3段階の方に対し、段階的な介護保険料の軽減措置がなされていましたが、令和3年度から令和5年度においては、それぞれの段階の方の介護保険料を2万1,240円、3万5,400円、4万9,560円とするものでございます。

それでは、介護保険料の算定の方法について、別紙につけております第8期介護保険料の算定資料を基に説明をさせていただきますので、御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。保険料の算出です。要介護認定者、いわゆる要介護1から5の方における令和3年度から5年度までの居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、居宅介護支援の介護給付費の年度別見込額については、それぞれの実績や伸び率、また、今後の利用見込みを勘案し、算出しております。

次に、2ページを御覧ください。介護予防費の見込額です。いわゆる要支援1、2の方の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援の年度別見込額を算出しております。3ページを御覧ください。標準給付費見込額の推計です。総給付費は、先ほど説明いたしました介護給付費と予防給付費の合計となります。それに特定入所者介護サービス給付費、いわゆる所得が低い方で負担限度額認定を受けている方のオーバー分でございます、と高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、それと審査支払い手数料を加えたものが標準給付費見込額となります。地域支援事業についても、総合事業費と包括的支援事業、任意事業の見込額を算出しております。

それでは、4ページを御覧ください。第1号被保険者の保険料基準額の算定であります。3ページで説明しましたとおり、標準給付費見込額3か年の合計で、41億197

万1,000円と、地域支援事業の3か年合計で、2億8,581万1,000円であります。

次に、第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額は表のとおり、第1号被保険者の負担率は介護給付・介護予防給付、介護予防・日常生活総合事業、包括的支援・任意事業の全てが保険料総額の23%となっており、調整交付金相当額の5%が上乗せをされ、3か年合計で12億1,428万8,000円となります。

次に、調整交付金見込額は各年度ごとの標準給付見込額に平均6.864%の率で計算をしております。介護給付費準備基金の取崩し額については、現在、1億2,799万6,000円保有していることから、6,960万円を取り崩すこととしました。これらの金額を基に、第8期保険料収納必要額を計算式のとおり計算した結果、8億6,311万5,000円が必要となります。この金額に予定保険料収納率、99.3%で除し、かつ3か年の被保険者数合計で割ることによって、年額保険料基準額7万1,800円となり、月額保険料については100円未満を切り捨てることにより、5,900円となります。

5ページ、6ページについては、各所得段階での加入者の割合と、実際の保険料額を示しております。参考までに直近の兵庫県下の市町の月額基準額の平均につきましては、5,884円の見込みであり、近隣市町については市川町が5,600円から6,000円に、福崎町が5,780円から6,160円に、姫路市が6,000円から6,200円になるというふうに聞いております。また、先ほど町長が説明しましたとおり、県下41市町中、安いほうから20番目の月額基準額となる予定でございます。

施行期日は令和3年4月1日とし、令和3年度分の保険料から適用をします。

以上で、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第15 第25号議案及び第26号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第15、第25号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第26号議案、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の2議案を一括議題といたします。

上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第25号及び第26号議案について関連がございますので、一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第25号議案は、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件で、第26号議案は、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まず、第25号議案の一部改正については、令和3年1月25日に公布の厚生労働省令第9号により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、令和3年4月1日から、また一部については令和3年10月1日から、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改定するため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、第26号議案の一部改正についても、第25号議案同様、令和3年1月25日に公布の厚生労働省令第9号により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、令和3年4月1日から指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するため、町条例の一部を改正するものでございます。改正の目的は、質の高いケアマネジメントの推進と公正中立性の確保を図るためのものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第25、第26号議案の条例の一部改正については、先ほど、町長が説明しましたとおり、令和3年1月25日に公布の厚生労働省令第9号による改正により、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、第25号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の改正について、新旧対照表により説明いたします。

1ページを御覧ください。基本方針として、第3条第5項では、事業者は利用者の人権擁護や虐待防止のための体制整備や研修の実施等について、第6項では、関連情報の活用等が加えられ、質の高いケアマネジメントの推進を図らなければなりません。

第7条第2項では、公正中立性の確保の観点から、前六月間の居宅サービス種類ごとの数や、事業所ごとの数の割合を説明し、理解を得ることが加えられました。

2ページを御覧ください。第16条第1項第9号では、感染症対策として、テレビ電話装置等を活用することができるようになりました。第21号では、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護の利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所を抽出し、点検、検証をする仕組みを導入することを新設しました。

3ページを御覧ください。第21条第1項第6号では、重要事項に関する規定に虐待の防止のための措置に関する事項を定めるようになりました。

4 ページを御覧ください。第 22 条第 4 項では、セクハラ、パワハラ等を防止する方針を明確化し、必要な措置を講じなければなりません。第 22 条の 2 においては、感染症や非常災害が発生した場合の業務継続計画の策定や研修、訓練、また定期的な見直し、変更について新たに加えられました。第 24 条の 2 では、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置が加えられ、対策を検討する委員会を六月に 1 回以上の開催や、指針の整備、定期的な研修、会議の実施が加えられました。

5 ページを御覧ください。第 25 条第 2 項においては、前項に規定する運営規定の概要、介護支援専門員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を自由に閲覧できるようにすることにより、掲示に代えることができるようになりました。第 30 条の 2 では、虐待の発生、再発防止の措置として、定期的な委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施、担当者の配置が加えられました。

6 ページを御覧ください。第 35 条では、これまでの紙ベースで行っていた説明、同意、承諾等の書類について、相手方の承諾を得て、電磁的な方法、データ、ファイル等で行うことができるようにしております。

なお、施行日については令和 3 年 4 月 1 日とし、第 16 条第 21 号のみ周知期間が必要ですので、令和 3 年 10 月 1 日としております。

以上が第 25 号議案の一部改正の内容でございます。

なお、先ほど説明をさせていただきました 25 号議案は、要介護認定者、要介護 1 から 5 の方のケアプランを作成する事業所に対する基準を定める条例で、第 26 号議案は要支援認定者、要支援 1、2 の方のケアプランを作成する事業所に対する基準を定める条例であるため、第 26 号議案の神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についても同様の改正内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が条例の一部改正の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 16 第 27 号議案及び第 28 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 16、第 27 号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第 28 号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の 2 議案を一括議題といたします。

上程 2 議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 27 号及び第 28 号議案について関連がございますので、一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第 27 号議案は、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件で、第 28 号議案は、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まず、第 27 号議案の一部改正については、令和 3 年 1 月 25 日公布の厚生労働省令第 9 号により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、令和 3 年 4 月 1 日から指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を改正するため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、第 28 号議案の一部改正についても、第 27 号議案同様、令和 3 年 1 月 25 日公布の厚生労働省令第 9 号により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、令和 3 年 4 月 1 日から神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正するために、町条例の一部を改正するものでございます。

改正の目的は、1 つ、介護人材の確保・介護現場の業務効率化及び負担軽減、2、感染症や災害への対応力強化、3、地域包括ケアシステムの推進、4、自立支援・重度化防止の取組の推進を図るものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第 27、28 号議案の条例の一部改正については、先ほど町長が説明いたしましたとおり、令和 3 年 1 月 25 日に公布の厚生労働省令第 9 号による改正により、条例の一部を改正するものでございます。

なお、両条例の地域密着型サービスにつきましては、神河町に住所を有する方のみが利用できるサービスであり、サービスの種類は、1、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、2、夜間対応型訪問介護、3、地域密着型通所介護、4、認知症対応型通所介護、5、小規模多機能型居宅介護、6、認知症対応型共同生活介護、7、地域密着型特定施設入居者生活介護、8、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、9、看護小規模多機能型居宅介護の 9 つです。

なお、27号議案は要介護認定者、要介護1から5の方に対して実施する地域密着型事業所に対する基準を定める条例で、第28号議案は要支援認定者、要支援1、2の方に対して実施する地域密着型サービス事業所に対する基準を定める条例であります。

それでは、27号議案から説明をいたしますので、新旧対照表を御覧ください。第3条第2項の後に、新たに第3項、第4項を新設し、改正前の第3項、第4項を第5項、第6項に繰り下げました。新設の第3項では、事業者は利用者の人権擁護や虐待防止のための体制整備や研修の実施等について、第4項では関連情報の活用等が加えられ、質の高いケアマネジメントの推進を図らなければならないこととしており、職員の資質の向上を明記しております。

それでは、第2章の定期巡回・臨時対応型訪問介護看護における改正点について説明をいたしますが、神河町では該当する事業所はありません。第6条第5項第1号から第8号の改正については、新旧対照表7ページに記載のある第47条第4項第1号の指定短期入所生活介護事業所から第8号の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所までを追加しております。

3ページを御覧ください。第31条第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を加えました。第32条第5項では、セクハラ、パワハラ等を防止する方針を明確化し、必要な措置を講じることが加えられました。32条の2では、感染症や非常災害が発生した場合の業務継続計画の策定や研修、訓練、また定期的な見直し、変更について新たに加えられました。

4ページを御覧ください。第33条第3項では、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置が加えられ、対策を検討する委員会を六月に1回以上の開催や、指針の整備や定期的な研修、会議の実施が加えられました。第34条では前項に規定する運営規定の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を自由に閲覧できるようにすることにより、掲示に代えることができるようになりました。

5ページを御覧ください。第39条では感染症対策として、テレビ電話装置等を活用することができるようになりました。第40条の2では、虐待の防止、再発防止の措置として、定期的な委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施、担当者の配置が加えられました。

6ページを御覧ください。第3章の夜間対応型訪問介護について説明いたしますが、神河町では該当する事業所はございません。

なお、先ほど説明をさせていただいたのと同様の改正内容については、割愛をさせていただきながら説明をさせていただきます。第47条第1項第1号及び第3号では、改正前のただし書以下を削除し、新たに第3項として新設をしました。

7ページを御覧ください。第4項では、指定夜間対応型訪問介護事業者の同一敷地内に以下の12の施設のいずれかがある場合、その施設のオペレーターが兼務できるよう

になりました。また、第5項、6項、7項においても、訪問介護員、オペレーター職員等の職務について新設しております。

8ページを御覧ください。第56条では、勤務体制の確保として、介護現場の業務効率化及び負担軽減を目的に、条文の改正、追加を行っております。

10ページを御覧ください。第59条の準用については、条例改正に伴い、追加、修正を行うものであります。

次に、第3章の2、地域密着型通所介護について説明いたします。これは定員19人未満のデイサービス事業所で、町内3事業所が該当します。

11ページを御覧ください。第73条第2項では、非常災害対策として、地域住民の参加を得ながら訓練実施することが加えられました。

次に、第4章の認知症対応型通所介護について説明をいたします。神河町では該当事業所はございません。

17ページを御覧ください。準用の102条は認知症対応型通所介護従業員を先ほど説明をさせていただきました地域密着型通所介護従業員と読み替えるとなっておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

次に、第5章の小規模多機能型居宅介護について説明をさせていただきます。神河町では1事業所が該当します。

18ページを御覧ください。第104条第6項の表に指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設と指定地域密着型事業所を新たに加えました。

20ページを御覧ください。第123条第2項を新設しました。内容は過疎地域その他これに類する地域においては、町が必要と認めた場合、介護保険事業計画の終期、終わりの日までの間、利用定員を超えて実施することができるようになりました。その他の改正については同内容ですので、割愛をさせていただきます。

次に、第6章、認知症対応型共同生活介護について説明をさせていただきます。神河町では2つの事業所が該当します。

22ページを御覧ください。132条では、共同生活住居が全て同一の階において隣接し、円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応が行える構造で、かつ利用者の安全性の確保が認められる場合は、夜間、深夜の時間帯を通じて、2名以上の介護従業員の配置でも可とするものでございます。第9項については、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができるを新設しました。

23ページの第133条では、サテライト型事業所の管理者は本体事業所の管理者が兼務できるとしております。

24ページの第139条第8項では、外部の者による評価と運営推進会議における評価を加えています。その他改正については同内容ですので、割愛をさせていただきます。

次に、第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護について説明をいたします。神河

町では該当施設はございません。また、改正の内容については同内容ですので割愛をさせていただきます。

次に、第8章、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について説明をいたします。神河町では1つの事業所が該当をいたします。

28ページを御覧ください。第173条では、他の社会福祉施設等の栄養士、または管理栄養士との連携が図れることにより、効率的な運営が期待でき、入所者の処遇に支障がない場合は、栄養士、または管理栄養士を置かないことができるとしております。第4号に、または管理栄養士を追加しております。

31ページを御覧ください。第185条の2では、入所者の栄養管理について、第185条の3では入所者の口腔衛生管理について新設をしております。

34ページを御覧ください。第202条第1項第1号では、ユニットの入居定員を原則としておおむね10人以下とし、15名を超えないものとしています。また、1つの居室の面積を10.65平方メートル以上、2人入居の場合は21.3平方メートル以上としております。

次に、第9章、看護小規模多機能型居宅介護について説明をいたします。神河町では該当施設はございません。また、改正の内容はこれまでに説明をさせていただいたのと同内容でありますので、割愛をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。第10章の雑則第225条、電磁的記録等については、第25号、26号議案でも説明をさせていただきましたとおり、これまでの紙ベースで行っていた説明、同意、承諾等の書類については、相手方の承諾を得て、電磁的方法、データ、ファイル等を行うことができるとしています。

以上が、第27号議案の一部改正の内容でございます。

なお、先ほど説明させていただきました第27号議案は、要介護認定者、介護1から5の方に対して実施するもの、28号議案につきましては、要支援認定者、要支援1、2の方に対して実施する地域密着型サービスの基準でありますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、両条例の改正の目的は、1つ目として、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減、2つ目が感染症や災害への対応力強化、3つ目が地域包括ケアシステムの推進、4つ目が自立支援、重度化防止の取組の推進、以上の4つを目的に改正を行っております。両条例とも、令和3年4月1日から施行としております。

以上が条例の一部改正の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。再開を13時15分といたします。

午後0時12分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

午後から、長井税務課長が確定申告業務のため、欠席届が提出されておりますので、ここに報告申し上げます。

日程に戻ります。

日程第 1 7 第 2 9 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1 7、第 2 9 号議案、神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和 2 年度の民法改正において、法定利率の改正が実施されています。従来の法定利率は固定制で、民事法定利率は年 5 %、商事法定利率は年 6 %と定められており、神河町営住宅設置条例で定める家賃督促における遅延損害金については、民事法定利率を準用し、年 5 %の割合を乗じて得た額に相当する遅延損害金を加算して徴収と定めていました。しかし、低金利が長期間継続し、実体経済との乖離を理由に、法定利率が 3 %に引き下げられるとともに、3 年ごとに見直す変動制が導入されたことに基づき、町条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 1 8 第 3 0 号議案から第 3 6 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1 8、第 3 0 号議案から第 3 6 号議案までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件、7 議案を一括議題といたします。

上程 7 議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 3 0 号から第 3 6 号議案につきましては関連がございますので、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

いずれも辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件でございます。辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この法律は辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的

施設の総合的かつ計画的な整備促進をするために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として定めたものであります。第30号から第36号までの7辺地に係る総合整備につきましては、その目的とともに財政措置が必要となることから、県との事前協議が必要でありまして、いずれも協議が調ったことを受け、提案を行うものでございます。

第30号議案、作畑・新田辺地の計画事業は、町道作畑新田線整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、林道黒川新田線整備事業でございます。

第31号議案、大畑辺地の計画事業は、町道岸の谷線整備事業、町道仲田線整備事業、橋梁長寿命化修繕事業でございます。

第32号議案、上越知辺地の計画事業は、町道上越知1号線整備事業、町道上越知2号線整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、林道越知ヶ峰線整備事業でございます。

第33号議案、越知辺地の計画事業は、町道上越知1号線整備事業、町道西別1号線整備事業、町道川井線整備事業、町道川井支線整備事業、橋梁長寿命化修繕事業でございます。

第34号議案、奥猪篠辺地の計画事業は、町道猪篠線整備事業、橋梁長寿命化修繕事業でございます。

第35号議案、上小田辺地の計画事業は、町道峰山線整備事業、橋梁長寿命化修繕事業でございます。

第36号議案、川上辺地の計画事業は、町道川上幹線整備事業、町道川上太田ダム線整備事業、橋梁長寿命化修繕事業でございます。

道路整備事業は、経年劣化により、路面の損傷が激しく、車両や歩行者の通行に支障を来しているため、早期に路面の舗装及び路肩の改良が必要となっております。

林道整備事業は、急峻な地形に開設されており、落石や流水による損傷が激しく、道路全体の荒廃が進んでおり、早急に舗装等の整備が必要であります。

橋梁長寿命化修繕事業は、道路の橋梁が経年劣化による老朽化により、通行に支障を来すおそれがあることから、調査、点検を行った結果、早期の修繕が必要との診断となっております。

以上、辺地事業の目的に沿って、地域の生活・文化水準等の格差是正を図ることを目的として、辺地対策事業でそれぞれ整備及び修繕を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。詳細説明につきまして説明させていただきます。

第30号議案から36号議案の詳細の説明をいたします。施設の整備を必要とする事

情は、先ほど町長提案の説明のとおりでございます。本計画の実施によりまして、地域の活性化を図るものでございます。

まず、第30号議案でございます。表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。作畑・新田辺地の総合整備計画で、人口につきましては、132人、面積19.1平方キロメートル、辺地度点数は155点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画でございます。まず、町道作畑新田線整備事業の事業費につきましては、3億3,250万円で、一般財源が3億3,250万円、うち3億3,250万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、橋梁長寿命化修繕事業の事業費でございます。3,320万円で、特定財源としまして、社会資本整備総合交付金が1,840万円、そして一般財源が1,480万円、うち1,480万円が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、林道黒川新田線整備事業は、事業費8,200万円で、一般財源が8,200万円、うち8,200万円全額が辺地対策事業債でございます。合わせまして事業費総額は4億4,770万円、特定財源は1,840万円、一般財源は4億2,930万円となり、うち4億2,930万円が辺地対策事業債の予定額でございます。

続いて、2ページ、3ページにつきましては、年次別計画表でございます。まず、町道作畑新田線整備事業でございます。事業内容につきましては、延長1,540メートル、測量設計、用地買収等の工事で、事業費は3億3,250万円で、令和3年度から令和7年度までの5年間での施工でございます。

続きまして、橋梁長寿命化修繕事業は、事業内容は3橋の修繕工事でございます。事業費は3,320万円で、令和4年度から7年度までの4年間での施工でございます。

続きまして、林道黒川新田線整備事業は、事業内容は舗装延長2,600メートルの工事で、事業費8,200万円、令和4年度から令和7年度までの4年間での施工でございます。

続いて、4ページには辺地総合整備計画の策定に係る理由書を掲載をいたしております。5ページにつきましては、当該辺地の位置図でございます。6ページは町道作畑新田線整備事業の図面、そして7ページ、8ページにかけましては、橋梁長寿命化修繕事業の図面、9ページにつきましては、林道黒川・新田線の図面、10ページにつきましては、計画位置図を添付してございます。

以上が第30号議案の詳細でございます。

続きまして、第31号議案でございます。表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。大畑辺地の総合整備計画で、人口205人、面積5.6平方キロメートル、辺地度点数は154点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画でございます。まず、町道岸の谷線整備事業の事業費でございますが、3,400万円、一般財源が3,400万円、うち3,400万全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、町道仲田線整備事業の事業費でございます。4,400万円、一般財源が4,400万円、うち4,400万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続いて、橋梁長寿命化修繕事業の事業費につきましては、6,000万円、特定財源として、社会資本整備総合交付金が340万円、そして一般財源が260万円、うち260万円が辺地対策事業債の予定でございます。合わせまして、事業費は8,400万円、特定財源は340万円、一般財源は8,060万円となり、うち8,060万円が辺地対策事業債の予定でございます。

続いて、2ページ、3ページは年次別計画表でございます。まず、町道岸の谷線整備事業は、舗装が890メートル、事業費は3,400万円で、令和6年度から7年度までの2年間の施工でございます。

続いて、町道仲田線整備事業は、舗装820メートル、事業費は4,400万円で、令和4年から5年までの2年間の施工でございます。

最後に、橋梁長寿命化修繕事業は、事業内容が1橋、21.7メートルの修繕工事でありまして、事業費は600万円で、令和5年、令和7年の2年間の施工でございます。

続いて、4ページには、策定に係る理由書、5ページにつきましては、辺地の位置図、6、7ページは町道岸の谷線整備事業、それから町道仲田線整備事業の図面、8ページ、最後ですが、計画位置図を添付してございます。

以上が31号議案でございます。

続きまして、32号議案でございます。同じく表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。上越知辺地の整備計画でございます。まず、人口が102人、面積4.0平方キロメートル、辺地度点数は153点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画でございます。まず、町道上越知1号線整備事業の事業費につきましては、6,000万円、一般財源が6,000万円、そしてそのうち6,000万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、町道上越知2号線整備事業の事業費は1,050万円、一般財源が、同じく1,050万円、うち1,050万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続いて、橋梁長寿命化修繕事業の事業費でございます。1,940万円、特定財源として、社会資本整備総合交付金が1,070万円、そして一般財源が870万円、うち870万円が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、林道越知ヶ峰線整備事業は3,100万円で、一般財源が3,100万円、うち3,100万全額が辺地対策事業債の予定でございます。そして、合わせまして、事業費総額は1億2,090万円、特定財源につきましては1,070万円、一般財源は1億1,020万円となり、うち1億1,020万円が辺地対策事業債の予定でございます。

続いて、2ページ、3ページは、年次別計画表でございます。まず、町道上越知1号線整備事業でございます。舗装が1,100メートル、事業費が6,000万円で、令和3年度から6年度までの4年間の施工でございます。

続いて、町道上越知2号線整備事業でございます。舗装が220メートル、事業費は1,050万円でございます。令和7年度の1年間での施工でございます。橋梁長寿命化修繕事業でございます。事業内容は2橋、18.6メートルの修繕工事、事業費は1,940万円で、令和4年度から5年度の2年間での施工でございます。

最後に、林道越知ヶ峰線整備事業は、舗装が650メートル、事業費は3,100万円で、令和6年度から7年度までの2年間での施工でございます。

めくっていただきまして、4ページには策定に係る理由書、5ページにつきましては、当該辺地の位置図、それから6ページにつきましては、上越知1号線の整備事業の図面と上越知2号線の整備事業の図面でございます。

7ページにつきましては、橋梁長寿命化修繕事業の図面を添付してございます。8ページには林道越知ヶ峰線の整備事業の図面でございます。

最後、9ページにつきましては、位置図を添付してございます。

以上が32号議案でございます。

続きまして、33号議案でございます。同じく表紙を1枚めくっていただきまして、1ページでございます。33号議案は越知辺地の総合整備計画でございます。人口につきましては、184人、面積につきましては4.4平方キロメートル、辺地度数は138点でございます。

3項目めの公共施設の整備計画でございます。まず、町道上越知1号線整備事業の事業費につきましては1,750万円、一般財源が同じく1,750万円、うち1,750万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、町道西別1号線整備事業の事業費でございます。事業費につきましては、6,750万円、一般財源が6,750万円、うち6,750万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、町道川井線整備事業の事業費でございます。550万円、一般財源が同じく550万円、うち同じく550万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、町道川井支線整備事業の事業費でございます。事業費650万円、一般財源も同じく650万円、うち650万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

橋梁の長寿命化修繕事業でございます。事業費が4,570万円で、特定財源といたしまして、社会資本整備総合交付金が2,550万円、そして、一般財源が2,020万円、うち2,020万円が辺地対策事業債の予定でございます。これを合わせまして、事業費総額は1億4,270万円、特定財源は2,550万円、一般財源につきましては、1億1,720万円となりまして、うち1億1,720万円が辺地対策事業債の予定でございます。

続いて、2ページ、3ページはそれぞれの整備事業の年次別計画表でございます。まず、町道上越知1号線整備事業につきましては、舗装が380メートル、事業費は1,750万円で、令和4年度の1年間での施工でございます。

続いて、町道西別1号線整備事業は、舗装が470メートル、事業費は6,750万円

で、令和3年度、令和6年度、令和7年度の3年間での施工でございます。

続いて、町道川井線整備事業は、舗装が120メートル、事業費は550万円で、令和5年度の1年間での施工でございます。

続きまして、町道川井支線整備事業は、舗装が150メートル、事業費は650万円で、令和6年度の1年間での施工でございます。

最後に、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、対象4橋で、87.9メートルの修繕工事でございます。事業費につきましては、4,570万円で、令和3年度から5年度、そして7年度の4年間での施工でございます。

続いて、4ページをお開きください。4ページにつきましては、策定に係る理由書、そして5ページにつきましては、当該辺地の位置図、6ページ、7ページにつきましては、町道上越知1号線、西別1号線、川井線整備事業、そして川井支線整備事業の図面でございます。8ページには橋梁の長寿命化の修繕事業の図面を掲載いたしております。

最後、9ページには計画位置図を添付させていただいております。

以上が第33号でございます。

続きまして、第34号議案でございます。同じく、表紙をめくっていただきまして、1ページをお開きください。34号議案は奥猪篠辺地の総合整備計画でございます。人口につきましては87人、面積につきましては4.8平方キロメートル、辺地度点数は138点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画でございます。まず、町道猪篠線整備事業の事業費は4,600万円、一般財源が同じく4,600万円、うち4,600万円全額が辺地対策事業債の予定額でございます。

続いて、橋梁の長寿命化修繕事業につきましては、事業費が360万円、特定財源として、社会資本整備総合交付金が200万円、そして一般財源が160万円、うち160万円が辺地対策事業債の予定額でございます。合わせまして合計が、事業費総額が4,960万円、特定財源につきましては、200万円、一般財源は4,760万円となります。うち4,760万円が辺地対策事業債の予定でございます。

続いて、2ページ、3ページでございます。2ページ、3ページにつきましては、年次別の計画表でございます。まず、町道猪篠線整備事業でございます。舗装でございます。1,100メートル、事業費は4,600万円で、令和5年度から7年度までの3年間での施工でございます。

橋梁の長寿命化修繕事業につきましては、1橋、10.4メートルの修繕工事でございます。事業費は360万円で、令和4年の1年間での施工でございます。

続いて、4ページにつきましては、策定に係る理由書、5ページにつきましては、当該辺地の位置図、6ページにつきましては、猪篠線の整備事業の図面、7ページにつきましては、橋梁の図面、8ページにつきましては、位置図を添付してございます。

以上が第34号議案でございます。

続きまして、第35号議案でございます。同じく表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。35号議案につきましては、上小田辺地でございます。上小田辺地の総合整備計画で、人口につきましては177人、面積につきましては13.7平方キロメートル、辺地度点数は117点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画でございます。まず、町道峰山線の整備事業でございます。事業費が6,500万円、一般財源も同じく6,500万円、うち同じく6,500万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、橋梁長寿命化修繕事業の事業費でございます。事業費が5,120万円で、特定財源として、社会資本整備総合交付金が2,830万円、そして一般財源が2,290万円、うち2,290万円が辺地対策事業債の予定でございます。合わせまして、事業費総額は1億1,620万円、特定財源につきましては2,830万円、一般財源は8,790万円となりまして、うち同額の8,790万円が辺地対策事業債の予定でございます。

2ページ、3ページでございます。2ページ、3ページ、年次別計画表でございます。まず、町道峰山線整備事業でございます。事業内容は側溝、舗装等で4,050メートル、事業費は6,500万円で、令和3年度、令和5年度から7年度までの4年間の施工でございます。

そして、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、5橋、48.8メートルの修繕工事でございます。事業費は5,120万円で、令和3年度から5年度、7年度の4年間の施工でございます。

4ページにつきましては、策定に係る理由書、5ページにつきましては、当該辺地の位置図、6ページにつきましては、町道峰山線整備事業の図面、7ページ、8ページにつきましては、橋梁の図面、そして9ページにつきましては位置図を添付してございます。

以上が35号議案でございます。

続きまして、最後、36号議案でございます。表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

36号議案につきましては、川上辺地の総合整備計画でございます。人口につきましては161人、面積が20.4平方キロメートル、辺地度点数は129点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画でございます。まず、町道川上幹線整備事業の事業費につきましては、5,700万円、一般財源が同額の5,700万円、うち5,700万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続いて、町道川上太田ダム線整備事業の事業費でございます。1,950万円で、一般財源が同じく1,950万円、うち1,950万円全額が辺地対策事業債の予定でございます。

続きまして、最後、橋梁の長寿命化修繕事業の事業費でございます。事業費が4,460万円で、特定財源といたしまして、社会資本整備総合交付金が2,460万円、そして、

一般財源が2,000万円、うち2,000万円が辺地対策事業債の予定でございます。合わせまして、合計としまして、事業費が1億2,110万円、特定財源が2,460万円、一般財源は9,650万円となりまして、うち9,650万円が辺地対策事業債の予定額でございます。

続いて、2ページ、3ページは年度別の計画表でございます。まず、町道川上幹線整備事業につきましては、側溝、舗装970メートルで、事業費は5,700万円で、令和5年度から7年度までの3年間の施工でございます。

続いて、町道川上太田ダム線整備事業は路肩工事4,200メートルでございまして、事業費は1,950万円、令和5年度から7年度までの3年間の施工でございます。

最後、橋梁長寿命化修繕事業でございます。事業内容は3橋、35.4メートルの修繕工事でございます。事業費は4,460万円で、令和3年度から5年度の3年間の施工でございます。

4ページにつきましては、策定に係る理由書、5ページにつきましては、当該辺地の位置図、6ページ、7ページにつきましては、町道川上幹線整備事業及び町道川上太田ダム線整備事業の図面を添付してございます。8ページは橋梁長寿命化修繕事業の図面でございます。最後、9ページが位置図を添付してございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第19 第37号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第19、第37号議案、中播北部行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第37号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は中播北部行政事務組合規約の一部変更についてでございます。次期ごみ処理施設整備計画については、新施設の建設用地が決定し、今後、さらに様々な事務処理を3町共同で進めていきます。その体制整備として、中播北部行政事務組合に福崎町が加入するため、中播北部行政事務組合規約の一部を変更するものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。規約の変更箇所の説明の前に、神崎郡3町での事務組合の設立の考え方について説明させていただきます。

次期ごみ処理計画について、事務局体制としましては、平成31年度、令和元年度より、中播北部行政事務組合事務局に福崎町からも職員を派遣していただき、共同で事務処理を進めてきました。昨年11月に建設用地が決定し、施設建設に向けた様々な事務処理をこれからも3町で次々と進めていくこととなります。今後は大きな予算も伴いますし、用地買収等も必要になってきます。これら新施設の建設に係る事務処理を3町の事務組合体制で進めていくというものでございます。

3町での事務組合設立には2つの方法がありまして、1つは中播北部行政事務組合とは別に、新しい事務組合を立ち上げる方法、もう一つは中播北部行政事務組合に福崎町が加入し、複合的一部事務組合として運営する方法でございます。新しい組合を設立する場合は、中播北部事務組合とは別に、新たに管理者や組合議員を配置することとなります。運営コストもかかりますし、事務手続等を考えると、今ある組合に福崎町が加入する形のほうが効率的ということですので。これらのことから、次期ごみ処理計画検討委員会の議論や3町長の協議で、複合的一部事務組合の方式を取ることとなりました。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。1ページ目、組織、第2条についてです。これまで神河町と市川町、2町の構成であったところに福崎町を加えるものです。

次に、共同処理する事務、第3条ですが、第1項、「組合は、次に掲げる事務を共同処理する」の第3号に「一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る。）の建設に関する事務」を加えるものです。「（ごみ処理施設に限る。）」と記述がありますのは、一般廃棄物処理施設だけの記述ですと、し尿処理施設も含むこととなりますので、ごみ処理施設に限ることを明記したものです。そして、第3条第2項は第1号の事務、つまりは現在のクリーンセンターの運営に係る事務、第2号の市川斎場に関する事務については、福崎町は除くという条文になります。

次に、議会の組織及び選挙の方法第5条で、これまで6人であった組合議会の議員定数を福崎町から3人の議員を加えて、合計9人とするものです。

次に、議会の特別議決の条項を新たに加えるものです。2ページ目を御覧ください。第7条の2、組合の議会の議決すべき事件のうち、関係町の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決するというものです。これは具体的に申し上げますと、神河町、市川町のみに関係し、福崎町には特に関係のない案件を議決する際、神河町、市川町の議員の意向が議決に反映されやすくするための条項で、一般的に複合的一部事務

組合が設立された場合は、この特別議決の条文を規約に盛り込むようでございます。

少し詳しく説明をさせていただきます。午前中の委員会報告の中で、吉岡民生福祉常任委員長のほうからも報告がありましたが、本日追加で配付させていただいた資料を御覧いただきたいと思います。この資料は、中播北部行政事務組合から県の市町振興課に特別議決の考え方について照会をした際に、県、市町振興課で作成されたもので、昨日、3月1日の中播北部行政事務組合議会で説明があったものです。したがって、配付が本日になりましたことを御了承いただきたいと思います。

資料1、2、特別議決の解釈についてまとめてあります。少しはしょって説明させていただきます。丸の1つ目ですけれども、組合議会の議決は原則全ての議案について、全議員の採決による賛否の結果となるということで、一部の議案について、関係のない町は議決権を有しないというふうな条文を設けることはできないということでありました。丸の2つ目、一部の町の意向が採択に十分反映されるよう特別議決を定めることが地方自治法の中で認められている。丸の3つ目、中播北部行政事務組合に当てはめて考えた場合、例えば市川斎場に関係する議案について審議された場合、市川町、神河町選出の議員の出席者の過半数の賛成が議決に当たっての前提条件となり、逆に市川町、神河町の議員の過半数が反対した議案については、福崎町議員を含めた出席議員全体で賛成多数であっても議決としては成立しないことを意味していると解釈されるということです。丸の4つ目です。この解釈を実効性のあるものにするため、関係町選出議員、つまりは市川町、神河町の選出議員と福崎町選出議員を含めた全議員との意思表示が異なる場合の調整をあらかじめ設けておく必要があるということで、具体的には福崎町の議員については、市川町、神河町議員の採決の結果に賛同いただくとの申合せを行うこととしております。

資料2を御覧ください。民生福祉常任委員会で配付した資料ですが、ただいま説明をいたしました特別議決の解釈により、一部を修正しております。議決の例を示したものですが、⑤は特別議決の条文をそのまま反映したものとなりますが、④と⑥と⑦のケースは、本来であれば否決となったり、議長採決となる例ですが、市川町、神河町の議員の過半数が賛成しているケースなので、こういった場合は、全て可決となるよう、3町の申合せを行っていきますということでございます。この申合せについては、口頭だけでなく、覚書として書面にして行う旨、昨日の中播北部組合議会で説明がありました。

以上が特別議決の条文を設ける趣旨とその解釈でございます。

では、新旧対照表の2ページにお戻りください。第8条、執行機関の組織ですが、構成町が2町から3町になりますので、管理者、副管理者、会計管理者の人数を明示したものです。なお、副管理者が2名となり、職務代理者をどちらが務めるか、また、今回の規約改正には該当しませんが、組合議員から選任いただく監査委員についてもどういった決め方にするのかを先ほど説明しました特別議決の解釈と併せて申合せを行うとのことでございます。

最後に、別表ですが、組合の運営に必要な経費の負担区分、負担方法になります。まず、組合の管理運営に要する経費を加えております。負担する町は3町になっていますが、新しい施設が稼働するまではこの部分、福崎町は議会費と監査委員費のみの負担になります。新施設稼働後は全てを3町で負担します。このことも別途組合と3町で覚書を交わします。

それから表の一番下、第3条第1項第3号に掲げる事務に要する経費、これが新しいクリーンセンターの建設に係る経費となりますが、これは人口割りで負担することとしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第20 第38号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第20、第38号議案、神河町町道路線の廃止の件についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第38号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町町道路線の廃止の件でございます。道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により準用される、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

町道神崎・市川線及びその支線の道路新設工事が完了したことによりまして、既に認定しております町道福山2号線が町道としての機能を喪失しますので、既存の町道福山2号線全線、総延長1,185.45メートルを廃止するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、建設課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。それでは、第38号議案の詳細について御説明を申し上げます。

まず、1ページ、路線表及び2ページに路線図を添付しておりますので、御覧ください。本議案は町長からの提案説明もございましたが、平成10年度より事業を進めてきました町道神崎・市川線及びその支線の道路新設工事が本年度で完了し、4月1日より供用すべく手続を進めておりますが、供用開始に当たり、既に町道認定をしております

路線番号10007番、町道福山2号線の代替道路、すなわちバイパス機能を有するというので、路線番号10007番、路線名、町道福山2号線、起点、福本字福口883番5地先、終点、福本字殿尾1228番76地先、幅員、最大5.82メートル、最小3.38メートル、総延長、1,185.45メートルを道路法第10条第1項の規定により、廃止するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第21 第39号議案

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第21、第39号議案、神河町町道路線の認定の件についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第39号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は神河町町道路線の認定の件でございます。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第38号議案で御説明いたしました町道神崎・市川線とその支線の道路新設工事が完了したことに伴いまして、支線部分の延長376メートルを町道に認定し、名称を町道福山2号線とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、建設課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。それでは、第39号議案の詳細について御説明を申し上げます。

1ページ、新規認定路線表及び2ページ、新規認定路線図を御覧ください。本議案は町道神崎・市川線及びその支線の供用開始に当たり、町道神崎・市川支線の支線部分を道路法第8条第1項の規定により、路線番号10007番、路線名、町道福山2号線、起点、福本字カモジ谷1196番1地先、主たる終点、福本字中野1066番地先、幅員、最大23.10メートル、最小7.00メートル、総延長376メートルを道路法第8条第1項の規定により認定するものでございます。

なお、道路種別につきましては、議決後、町道管理規則第2条の指定基準に基づきまして決定いたします。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第40号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第22、第40号議案、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第40号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件でございます。

わくわく公園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を株式会社長谷とし、指定の期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。議案第40号の詳細説明を申し上げます。

わくわく公園の指定管理者につきましては、本業務内容が公園管理が主な委託業務であることから、公園管理が可能な町内業者7社に対して、公園管理に係る経費見積りと、公園の維持、管理業務に関する提案を求めました。提出された書類を神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び規則、神河町指定管理者選定委員会要綱に基づき、審査委員会を令和3年1月19日に開催、委員会は副町長を委員長に6名の委員で書類審査を行いました。審査内容は提出いただいた維持管理に係る見積金額、作業提案、特記事項、過去の実績の総合評価方式で採点を行いました。審査の結果、最高得点者である株式会社長谷を最優秀提案者として答申をいただいております。

選定された最優秀提案者は、何も無いけど自然を生かした長谷のおもてなしをテーマとし、長谷地域の活性化に真摯に取り組む熱意が感じられ、見積額についても他者より安価でありましたとの決定理由であります。よって、この議案については、審査委員会の答申を受け、わくわく公園の指定管理者に株式会社長谷を指定するものでございます。

なお、今回は指定管理期間を2年としていたものを令和3年度に公募を行うモンテ・

ローザとこのわくわく公園と一体となった区域として指定管理の公募を実施したいと考えてることから、1年とさせていただきます。公募時にはその旨をお知らせした中で実施をしております。

添付資料として、基本協定書、年度協定書、指定管理の範囲図を添付いたしております。今後、議決をいただいた後、基本協定等を締結していく予定でございます。

以上、わくわく公園の指定管理者の指定についての説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第23 第41号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第23、第41号議案、財産処分の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第41号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

旧越知谷小学校及び越知谷幼稚園等の土地及び建物を本年4月1日より民間事業者の有償及び無償で貸付け、未来型の総合農業研究センターの構築を目的として活用しようとするものです。土地については、越知221番地のほか14筆、1万7,571.09平方メートル、建物については小学校校舎ほか4棟、3,253.68平方メートルを10年間貸付けしようとするものです。貸付けの相手は但馬米穀株式会社でありまして、本跡地で施設栽培型農業用ハウスの研究・開発、無農薬屋内水耕栽培の研究・開発、農業関連資材の研究・開発、次世代スマート農業機械の研究・開発、水中ドローン、空中ドローンの研究・開発などを実施される予定であります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第41号議案について、その詳細について御説明申し上げたいと思っておりますが、次の第42号議案も含めて、まず、旧越知谷小学校、幼稚園及び旧地域交流センターの跡地活用については、地元越知谷地区の5区長様、地元選出の議会議員様、財産区議会の正副議長様で構成する地元委員8名との打合せ会議と、役場内部の協議を並行して進めながら、事業者募集要項を

定め、9月7日から11月2日、活用事業者の公募を行いました。11月19日には選定審査基準の確認を行い、応募のあったそれぞれの6社、3社から11月26日、11月30日、12月5日にプロポーザル審査を実施、12月9日に事業者選定委員会、これは先ほどの地元委員8名と、役場委員4名の計12名で選考の結果、旧小学校、幼稚園は3社、旧地域交流センターは2社を優先交渉事業者として選定、通知を行う一方で、地元の将来を考えて提案いただいた地元実行委員会が利用希望する部分の受入れ可否及び優先交渉事業者同士の共同活用の可能性、継続性等について、12月19日、12月21日、再度ヒアリングを行った上で、再度12月23日、事業者選定委員会を開催いたしました。選定委員会では記名による各委員による選定事業者及び選定理由の提出を行った後、多数を占めた事業者選定について、改めて異論がないかの委員相互の意見交換を行った結果、いずれについても全員一致の結論として、旧小学校、幼稚園は但馬米穀株式会社様、旧地域交流センターはゲートウェイアジア合同会社様を契約候補事業者として選定を行い、12月28日に通知を行っております。その後、契約に向けた詳細確認、準備等を進めながら、本日、施設賃貸借契約を前提とした財産処分を行うことについて議会の議決を求めるものでございます。

さて、契約の相手方は兵庫県豊岡市の但馬米穀株式会社様でございます。昭和26年に設立をされておまして、米穀の搗精業務、米穀の集荷、検査、販売のほか、LPガスの製造販売、太陽光発電、自動操縦農機具、ドローン等の開発協力、販売等の事業にも取り組まれております。

さて、施設利用の目的でございますが、未来型の総合農業研究センターの構築を目的として活用するものでございます。事業コンセプトとしましては、未来型ロボティクス技術を活用した次世代農業の研究開発、販売、再生可能エネルギーを活用したBCP対策の研究販売と伺っております。具体的には町長提案の中でも申し上げましたが、1つに施設栽培型農業用ハウスの研究・開発、2つに、無農薬屋内水耕栽培技術の研究・開発、3つに農業関連資材の研究・開発、4つに次世代スマート農業機械の研究・開発、5つに水中ドローン、空中ドローンの開発研究、6つにこれらによる観光的要素と社会科見学の受入れとして、一般小・中学生等、幅広く施設の見学を受け入れ、先端農業の開発現場を見学させる事業や、スマート農業機械の実演走行の体験や構造についての説明なども計画されております。貸し付ける財産につきましては、土地として、合計1万7,571.09平方メートルで、年間賃料は191万9,592円、建物は延べ面積として、合計3,253.68平方メートルを無償で貸付けを行います。貸付期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日の10年間でございます。

なお、契約後5年間は賃料免除、ただし、貸付け後3年を経過するごとに賃料見直し協議、また、経営状況、経済状況等の変動によっては、3年を経過していなくても賃料の見直しができることとしております。

参考として、地元住民の優先雇用についての配慮、また体育館、運動場については地

域から申出のあった場合の利用配慮、さらにはアクティブセンターは避難所として開放する点も含めた協定書及び令和3年4月1日までの施設利用、事前準備等に関する覚書についても取り交わしを行うこととしております。

以上が提案内容の詳細でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第24 第42号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第24、第42号議案、財産処分の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第42号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

旧地域交流センター等の土地及び建物を本年4月1日より民間事業者の有償及び無償で貸付け、研修施設として活用しようとするものです。

土地については、作畑279番地の2、ほか1筆、3,777.1平方メートル、建物については、交流センター本館ほか3棟、1,411.8平方メートルを10年間貸し付けしようとするものです。貸付けの相手は、ゲートウェイアジア合同会社でありまして、本跡地で外国人技能実習生や留学生のための各種研修事業、神河国際アカデミーを実施される予定であります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、42号議案の詳細を説明させていただきます。

契約の相手方は、兵庫県神戸市のゲートウェイアジア合同会社様でございます。行政や法務実務者、企業経営者、外国人人材専門家の4人のシニアと1人の若手がこれまでに得た知見や経験、国内外の人的ネットワークなどを活用して、地域貢献と国際貢献を同時に実現することを目指して2019年10月に設立をされております。

さて、施設の利用の目的でございますが、外国人技能実習生や留学生のための各種研修事業、神河国際アカデミーとして活用するものでございます。

ゲートウェイアジア合同会社様は、兵庫県や関西圏の企業や事業協同組合、これは管

理団体と言われるものですが、そちらへの外国人人材育成の説明や技能実習生の紹介を行うとともに、ベトナム側の送出機関とは、日本語や専門職種、日本の風習や作法などについて、教育、研修のアドバイスを行われております。

現在の提携先企業、団体は、日本側で10社、ベトナム側で5社となっています。具体的には、産業各分野における人材の不足から、外国人人材受入れが急速に進んでいる一方で、外国人のための語学研修や生活指導が不十分であったり、受入れ企業側の国際理解やコミュニケーション技術等の不足を補う研修が十分に行えない状況が生じている。

このような社会ニーズに応え、従来は管理団体が行っていた外国人技能実習生などを対象とした入国後研修を中心とした、長期、約1か月半程度というふうにお聞きをしておりますけれども、その居住型研修を行うものです。

ここで提供する講習、研修は、外国人技能実習生や留学生などへの日本語や、日常生活に必要な知識、就業準備等の研修と、受入れ企業などへの国際理解、交流の知識やノウハウ等の質の高い、次の3つの人材育成プログラム。1、法定日本語研修や法律知識、防犯、防災などの研修。2、入国後研修等の居住型研修における地域コミュニティとの交流を通じた、生きた日本語や、日本の暮らし習得。3、外国人受講生が自国の伝統や文化への誇りを持ち、自国の家族とも定期的にコンタクトできる環境づくりを行うこととされております。

貸し付ける財産は、土地として合計3,777.10平方メートルで、年間賃料は22万3,488円、建物は延べ面積として合計1,411.80平方メートルを無償で貸付けを行います。

貸付期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間でございます。なお、契約後、5年間は賃料免除。ただし、貸付後、3年を経過するごとに賃料見直し協議、また経営状況、経済状況等の変動によっては、3年を経過していなくても、賃料の見直しができることとしております。

また、地元住民の優先雇用についての配慮。また、体育館、運動場については、地域から申出のあった場合の利用配慮や、苦情やトラブルがないよう、管理指導すること等について協定書及び令和3年4月1日までの施設利用事前準備等に関する覚書について取り交わしを行うこととしております。

以上が提案内容の詳細でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時といたします。

午後2時35分休憩

午後3時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第 2 5 第 4 3 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 2 5、第 4 3 号議案、令和 2 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 4 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 2 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）でございまして、補正予算（第 8 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容につきましては、繰越明許費として 1 1 事業を繰越予定。そして、歳入歳出とも各事業の事業費確定見込みによる補正と、国の第 3 次補正に対応するための増額補正でございまして。

その主なものは、決算見込みによる町税の減額、国の第 3 次補正、事業費の精算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、ふるさとづくり応援寄附金の減額、事業費の確定等による町債の減額、一般管理費では、神戸大学院医学研究科及び医学部診療・研究・教育支援寄附金の追加補正、企画費では、貸工場施設整備、進入道路整備工事の減額、心身障害者福祉費では、自立支援給付費の減額、保健衛生総務費では、公立神崎総合病院への補助金の増額、健康づくり対策費では、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費を増額、清掃費では、中播北部行政事務組合負担金、中播衛生施設事務組合負担金の減額、農業費では、国の 3 次補正を活用し、地籍調査事業費を増額、林業総務費では、千ヶ峰・三国岳線工事費負担金を減額、林業振興費では、針葉樹林と広葉樹林の混合林整備事業負担金を減額、道路橋梁費では、現年分と国の第 3 次補正での追加配分を含む事業費の確定見込みでの補正、住宅費では、特定空き家等除却事業、空き家活用支援事業補助金等を減額、消防費では、消防団員退職報償金を減額、旧大山小学校、幼稚園舎の解体撤去工事費を減額、公民館費では、神崎公民館屋根改修工事費を減額、そして、今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,882 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101 億 7,697 万 9,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し前にアクリル板がございますので、マスクを外させていただいて、説明をさせていただきます。それでは、第43号議案の詳細説明をいたします。

6ページ、第2表、繰越明許費をお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、廃校施設跡地活用整備事業につきましては1,884万円で、令和2年度で小学校の解体工事を行い、その後に公園整備をする予定でしたが、解体工事にかかる設計費が増嵩しまして、その手続等により、解体工事の着工が遅延したため、跡地整備に係る予算を翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、障害者自立支援事業（システム改修事業）につきましては、217万8,000円で、令和3年度報酬改定に伴うシステム改修を予定しておりましたが、国からの報酬改定の詳細内容が大幅に遅延したため、年度内の完了が困難であるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、8,786万1,000円で、国の第3次補正の追加配分によるもので、翌年度に繰り越し、執行するものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、ため池緊急防災体制整備事業1,020万円で、廃止工事の設計におきまして、仮設道路のルートで地権者との協議に時間を要し、年度内の完了が困難になったため、翌年度に繰り越すものでございます。なお、ため池工事につきましては、追加の配分も今回の補正のところで決済をさせていただいております。

続いて、1項農業費、地籍調査事業でございます。5,103万8,000円で、国の3次補正の追加配分によるもので、翌年度に繰り越しをし執行するものでございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、観光施設等管理事業（峰山高原スキー場ゲレンデ緑化工事）でございます。693万2,000円で、積雪により工事対象箇所が長引きまして、年度内の完了が困難になったため、翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、道整備交付金事業（町道水走り中河原線）でございます。3,790万円で、一部施工箇所におきまして、バス路線、県道、複数交差点等がございまして、交通規制について関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、町単独町道改良事業（町道作畑・新田線）でございます。3,435万3,000円で、使用材料等の確保と施工業者との日程調整に時間を要したため、年度内の完了が困難になったため、翌年度に繰り越しをするものでございます。

続いて、社会資本整備総合交付金事業（橋梁長寿命化修繕工事）でございます。1億3,950万円で、仮設足場等の設置等によりまして、一部工事が年度内に完了することが困難になったことにより、またあわせて、国の3次補正の追加配分によるもので、翌年度に繰り越し、執行するものでございます。

続いて、9款教育費、2項小学校費、学校教育活動継続支援事業240万円でございます。国、国の3次補正による補助事業で、国予算において繰越明許費となっております。翌年度に繰り越し、執行するものでございます。

続いて、3項中学校費、学校教育活動継続支援事業80万円、繰越しを必要とする事由は小学校費と同様でございます。

続きまして、7ページから8ページのほうをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。

1、地方債の変更でございます。事業の確定見込み等に伴う補正等でございます。

まず、2、交通安全施設等整備事業でございます。町道5路線の区画線整備等で350万円を減額し、限度額を220万円とするものでございます。過疎債でございます。

続いて、3、過疎地域自立促進特別事業でございます。医師修学資金貸与金事業180万円、創業支援補助金事業420万円の減額でございます。合わせて600万円を減額し、限度額を4,560万円とするものでございます。過疎債のソフト事業分でございます。

病児・病後児保育施設整備事業でございます。過疎債の充当を予定しておりましたが、適債事業とならなかったため、520万円を減額し、限度額をゼロとするものでございます。

続いて、6、病院機器整備事業でございます。眼科の白内障対応の医療機器の購入予定が不用となったため、1,740万円を減額し、限度額を760万円とするものでございます。過疎債の充当でございます。

続いて、7、広域基幹林道開設事業で、広域基幹林道（千ヶ峰・三国岳線負担金）でございます。1,080万円減額し、限度額を540万円とするものでございます。公共事業債の充当でございます。

続いて、急傾斜地崩壊対策事業で、岩屋、鍛冶、本村区における事業でございます。国、国の補正を受け930万円を増額し、限度額を2,500万円とするものでございます。公共事業債の充当でございます。

続いて、11、道路整備事業でございます。町道神崎・市川線、水走り中河原線、そして、町道維持改良事業等でございます。1,810万円を減額いたしまして、限度額を1億9,110万円とするものでございます。過疎債及び合併特例債を充当してございます。

続いて、12、橋梁整備事業でございます。国の追加配分によりまして880万円を増額し、限度額を7,180万円とするものでございます。過疎債の充当でございます。

続いて、13、河川整備事業でございます。事業費の確定見込みによりまして、140万円を減額いたしまして、限度額を1,210万円にするものでございます。一般単独事業債でございます。

続いて、廃校小学校解体事業でございます。事業費の確定見込みによりまして、3,4

40万円を減額し、限度額を1億4,860万円とするものでございます。過疎債でございます。

続いて、17、貸工場整備事業でございます。同額の補正をさせていただきまして進めてきましたが、施設整備が繰越明許内で執行できたため、今回2,080万円を減額し、限度額をゼロとするものでございます。過疎債でございます。

8ページをお願いいたします。18、廃校施設跡地利用事業でございます。旧大山小学校等の解体跡地整備に係るものでございまして、地方債1,940万円を計上いたしまして、限度額を同額の1,940万円とするものでございます。過疎債の充当でございます。

続いて、最後、19、減収補填債でございます。今回、新規で上げさせていただいております。新型コロナウイルス感染症の影響等によります普通交付税における基準財政収入額と標準税収入との差額を補填するものでございます。地方債1,700万円を計上いたしまして、限度額を同額の1,700万円とするものでございます。

少し内訳を申し上げます。法人税割につきましては600万円、それから消費税の通常分につきましては290万円、そして消費税の引上げ分が370万円、たばこ税が340万円、それから地方揮発油税が100万円でございます。それぞれの交付税の今年度の算入率につきましては、消費税の引上げ分については100%、それ以外は75%ということになってございます。

地方債の関係につきましては、32ページに別添の資料をおつけしておりますので、また御確認をいただきたいというふうに思います。

そうしましたら、続きまして、事項別明細書のほうで御説明をさせていただきたいと思っておりますので、11ページのほうをお願いいたします。

2、歳入、1款町税、1項町民税、1目個人町民税は、現年課税分が783万9,000円の増額でございまして、決算見込みによるもので、所得割及び退職所得の所得割が当初見込みより増加したことが主な要因でございます。

続いて、2目の法人町民税でございます。現年課税分が2,413万2,000円の減額でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、売上げの減少と、また徴収猶予の特例申請による納付が次年度のほうに繰り越す見込みとなったことが主な要因でございます。

続きまして、2項固定資産税でございます。現年課税分が3,958万4,000円の減額でございまして、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の特例申請による納付が次年度に繰り越すことになる見込みによるものでございます。

続いて、4項でございます。たばこ税でございまして、現年課税分が519万6,000円の減額でございます。税率の増加に合わせまして禁煙者が増えたこと等によりまして、たばこの購入が減少したことによるものというふうに推測をしております。

続いて、13款分担金及び負担金、1項分担金、農林業費分担金でございます。林業

費の分担金が25万円の減額でございまして、受益者の負担を伴います林道補修の工事費の事業費の減によるものでございます。

2項負担金、1目民生費負担金でございます。児童福祉費負担金105万2,000円の減額でございまして、神崎郡病児病後児保育施設の整備工事の完了によりまして、工事費が減額になったことによる、市川町、それから福崎町、2町の分の負担金を減額するものでございます。

続いて、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。心身障害者福祉負担金482万1,000円の減額でございます。それから、補装具給付事業負担金で25万円の増額で、これにつきましては、高額申請があったことと併せまして、前年度支給決定のありました補装具の完成が今年度にずれ込んだことによるものでございます。補助率等につきましては2分の1ということでございます。

続きまして、障害者自立支援給付費等負担金でございます。507万1,000円の減額でございまして、給付実績見込みの減によるものでございます。

児童手当交付金につきましては、45万2,000円の減額でございまして、支給対象児童の減によるものでございます。

続いて、12ページのほうをお願いをいたします。介護保険低所得者保険料軽減負担金でございます。12万5,000円の減額でございます。

2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、5,191万4,000円の増額でございまして、基準額、接種実施者1回当たり2,277円で、全町民2回分の経費でございます。なお、基準額において、予診のみの場合は1,694円、6歳未満の加算は726円でございます。

続いて、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,979万円の増額でございます。国の第1次補正、2次補正事業に係る事業の確定見込みに合わせまして、国の第3次補正に係る事業のほうの計上によるものでございます。

続いて、2目、民生費国庫補助金でございます。障害者自立支援給付支払い等システム改修補助金でございまして、94万7,000円の増額で、制度改正に伴う診査支払い等システム改修にかかる所要経費に補助されるものでございます。

障害者総合支援補助金5万円の増額は、給付実績によるものでございます。

子ども・子育て支援事業費補助金は26万4,000円の増額で、児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備事業に交付されるものでございまして、補助率等につきましては3分の2でございます。

続いて、3目衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,277万7,000円の増額でございまして、上限額の範囲内で実施体制の確保、それから集団接種、医療機関等との協働による経費に補助されるものでございまして、神河町の補助上限額は約4,000万円でございます。

続いて、5目土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金でございます。道整備事業交付金が763万3,000円の減額でございます。町道水走り中河原線の事業費減によるものでございます。

続いて、社会資本整備総合交付金（道整備）でございますが、1,715万7,000円の増額でございます。橋梁長寿命化修繕事業の国の補正の配分によるものでございます。

続きまして、住宅費の補助金でございます。社会資本整備総合交付金（定住促進）ということで、90万円の減額でございます。空き家活用支援事業で申請見込みがないことによるものでございます。

続いて、社会資本整備総合交付金の民間住宅耐震改修工事助成事業分でございます。75万円の減額でございます。ひょうごの住まいの耐震化診断で対象の申請がなかったため、減額をいたすものでございます。

続いて、7目教育費国庫補助金でございます。公立学校情報機器整備費補助金でございます。小学校費、中学校費、それぞれ10万円の減額でございます。Wi-Fiモバイルルーターの購入台数が予定の100台から80台に減ったことにより減額するものでございます。

続いて、学校教育活動継続支援事業補助金でございます。国の第3次補正による新規事業でございます。小学校費120万円、中学校費40万円の増額計上でございます。補助率につきましては2分の1でございます。

続いて、3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金でございます。児童福祉費委託金は、ひとり親世帯への臨時特別給付金事務費交付金6万1,000円の増額でございます。実績見込みによるものでございます。

続きまして、13ページのほうをお願いいたします。16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金で、心身障害者福祉費負担金でございます。補装具給付事業負担金12万5,000円を増額、障害者自立支援給付費等負担金253万5,000円の減額で、給付費の増減によるものでございます。

児童手当交付金につきましては、12万2,000円の減額でございます。給付対象児童の増減によるものでございます。

また、介護保険の低所得者保険料軽減負担金でございます。6万3,000円の減額でございます。

続いて、2項県補助金、2目民生費県補助金、社会福祉費補助金でございます。人生いきいき住宅事業補助金で175万円の減額でございます。申請件数が減ったということで、減によるものでございます。

障害者総合支援費補助金でございます。25万円の増額で、実績見込みによるものでございます。

医療費助成費補助金でございます。803万1,000円の減額でございます。こ

れも実績見込みによるものでございます。

続いて、児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金でございまして、放課後児童健全育成事業ということで、44万円の減額でございまして、補助基準額、補助率等の改正によるものでございます。

ひとり親世帯への臨時特別給付金事務費補助金でございまして、11万9,000円の減額でございまして、実績見込みによるものでございます。

4目農林業費県補助金、農業費補助金でございまして。地籍調査事業の補助金でございまして、2,396万円の増額で、国の第3次補正に伴う追加の配分によるものでございます。

多面的機能支払交付金につきましては、180万1,000円の減額でございまして、実績見込みによるものでございます。

鳥獣被害防止総合対策事業補助金176万円の減額は、防止柵の設置延長の減等による事業費が減額になったものでございます。

続きまして、14ページのほうをよろしく願いをいたします。農林地域防災事業補助金85万2,000円の増額でございまして、ため池防災対策情報整備委託料で事業費確定見込みによるものでございます。

林業費補助金は、緊急防災林整備事業補助金864万1,000円の減額でございまして、県民緑税活用事業の間伐斜面对策等の補助金支払い対象面積が減ったことによるものでございます。

針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業負担金でございまして。2,585万円の減額で、県民緑税活用事業で、岩屋、上小田における植栽、作業道整備等の負担金で、事業費実績の見込みによるものでございます。

続いて、6目土木費県補助事業でございまして。ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金60万円の減額でございまして。土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（民間住宅耐震改修工事助成事業）で御説明をさせていただいたとおりでございます。

空き家活用支援事業補助金200万円の減額は、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（定住促進）で御説明をしたとおりでございます。

老朽危険空き家除却支援事業補助金275万円の減額は、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（空き家再生）で御説明を申し上げたとおりでございます。

7目教育費県補助金、小学校体験活動補助金12万9,000円の増額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策学習指導員配置事業補助金は、小学校費4万円の増、中学校費5万円の減で、指導員の配置時間の増減によるものでございます。

スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金でございまして、小学校費3万円の減、中学校費3万円の増で、補助金の確定によるものでございます。

トライやる・ウィーク事業補助金17万7,000円の減額は、実施日数が減ったこと

によるものでございます。

3項県委託金、4目農林業費県委託金でございます。地籍調査事業委託金258万8,000円の減額でございまして、事業費の確定見込みによるものでございます。

ナラ枯れ防除事業委託金227万5,000円の減額でございまして、県有地の峰山・砥峰高原の被害対策が県のほうで施行をすることになったことにより減額するものでございます。

砥峰高原自然交流館管理運営委託金は26万4,000円の増額でございまして、追加のトイレ3基のオゾン発生装置の修繕を行うことによる増額でございます。

続いて、17款財産収入、1項財産運営収入、1目利子及び配当金116万円の増額は、公共施設維持管理基金及びまちづくり基金の運用益でございまして、管理をしております定期預金の期日を調整したことによるものでございます。

それから、18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金でございます。神河ふるさとづくり寄附金500万円の減額でございまして、主要返礼品の出荷ができなかったこと等が影響をしまして、減額をするということでございます。

続いて、15ページのほうをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金7,177万5,000円の増額でございまして、今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。補正後の現在高につきましては11億2,625万7,000円でございます。

公共施設維持管理基金繰入金は510万円の減額、それから、まちづくり基金繰入金は1,040万円の減額、森林環境譲与税繰入金は407万8,000円の減額でありまして、それぞれの充当事業費の確定見込みにより減額するものでございます。

続いて、21款諸収入、雑入でございます。環境対策育林事業受入金108万3,000円の減額でございまして、森林管理100%推進事業で、事業費の確定見込みにより減額するものでございます。

消防団員退職報償金は、250万1,000円の減額でございます。

続いて、自主公演の鑑賞料が71万6,000円の減額でございまして、コロナ対策により利用制限を設けたこと等により減額するものでございます。

続いて、学校給食事業の収入ということで、405万円の減額でございまして、これもコロナの関係で休校等により減額をするものでございます。

続いて、小学校自然学校負担金51万6,000円の減額につきましては、中止により減額をするということでございます。

それから、小・中学校の太陽光発電の売電収入につきましては36万の増額でございます。

続いて、支障電柱移転工事補償金187万9,000円の増額でございます。県道拡幅工事によりまして、ケーブルテレビの共架線の移転補償費でございます。

続きまして、15ページから16ページでございます。22款町債でございますが、

第3表の地方債補正で御説明を申し上げましたので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

続いて、17ページ、歳出をお願いをいたします。

まず、人件費等につきましては、補正8号以降の変更によるものでございまして、退職手当組合特別負担金が126万4,000円の増額補正ということで、それから、新型コロナ予防接種事業に係ります会計年度の任用職員に任用による報酬等の増額及び決算見込みに伴う会計年度職員の報酬の補正をさせていただきます。

なお、各科目での個々の説明につきましては、割愛をさせていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、1款の議会費でございます。110万8,000円の減額でございます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、記念品150万円、ふるさと納税一括代行業務委託料80万円の減額でございまして、歳入におけるふるさとづくり寄附金の減額に付随しまして補正計上するものでございます。

続いて、地方バス等公共交通維持確保対策補助金でございます。121万2,000円の増額でございまして、補助路線1系統（粟賀～生野学園）が県の単独補助路線の対象外となりましたことから、朝来市と協調しまして代替補助をいたすものでございます。

続いて、神戸大学医学部国際がん医療・研究センター寄附金は、引き続き3,000万円寄附のため補正計上をするものでございます。

続いて、4目財産管理費でございます。マイクロバスの運行・管理委託料で252万4,000円の減額でございます。これにつきましては、コロナの影響によりますイベント等の中止によるものでございます。

続いて、庁舎等施設改善工事請負費490万円の減額でございます。入札の減によりまして、電話交換機の更新工事をやっておりますが、これが264万1,000円、それから、支庁舎の健康学習室の床の修繕工事を予定しておりましたが、床の材質等の関係で、当初は研磨をして使うというふうなところで予定してたわけなんですか、杉の材質がそういったものではないというふうなところで、少し工法を見直しをいたしまして、新たに令和3年度の予算のほうで再度計上させていただきたいというふうに考えてございます。この部分につきましては、225万9,000円の減額でございます。

続いて、神河ふるさとづくり応援基金積立金は500万円の減額でございまして、歳入、寄附金で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続いて、公共施設管理基金、まちづくり基金積立金の運用益の増額は、管理定期基金の期日調整を行ったことによるものでございます。

続いて、5目交通対策費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大予防対策事業補助金といたしまして、92万5,000円の増額、それから、新しい生活様式コミバス環境整備事業で、第三波の感染拡大に対応し追加補助をするものでございます。

続いて、地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行支援補助金でございます。29万4,000円の増額は、新規事業でございます。県事業の随伴補助で、事業者に対し県4分の1、町4分の1、対象事業者2分の1の経費で、感染拡大防止を図る交通事業者を支援するものでございます。

6目企画費、旅費、需用費、委託料の合計が95万5,000円の減額でございます。地域おこし協力隊募集事業で、今年度は採用、募集がなかったことによるものでございます。

続きまして、工事請負費2,155万5,000円の減額でございます。貸工場施設整備におきまして、歳入で御説明したとおり、繰越明許費において事業のほうは完了することになったことにより減額をするものでございます。

続いて、新しい生活様式への感染予防対策事業補助金は、事業費確定により3,228万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。7目CATV管理運営費でございます。123万1,000円の増額で、故障をしておりました番組送出機の修繕に係る経費の計上をさせていただいております。

続きまして、8目諸費でございます。1,150万円の増額でございます。旧大山小学校の跡地整備にかかる経費を増額計上させていただいております。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。人生いきいき住宅助成事業におきまして、相談件数の増加により相談員の謝礼を18万円増額、申請件数の減により住宅改修助成金を350万円減額するものでございます。

続いて、戦没者追悼式負担金は37万9,000円の減額でございます。町慰霊祭がコロナの影響で縮小されたことに伴い、経費を縮小ということで減額するものでございます。

続いて、介護保険事業特別会計繰出金は、626万8,000円の減額でございます。介護保険事業及び低所得者軽減負担金の減によるものでございます。

続いて、2目老人福祉費、老人保護措置費326万4,000円の減額でございます。養護老人ホームの入所者見込みの減によるものでございます。

3目心身障害者福祉費、障害者自立支援給付システム改修委託料は217万8,000円の増額でございます。歳入、民生費国庫補助金で御説明をさせていただいたとおりでございます。

扶助費につきましては、964万2,000円の減額で、障害者介護給付費等の実績見込みによるものでございます。

続いて、4目医療助成費、扶助費1,472万3,000円の減額でございます。これも実績見込みによるものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、157万9,000円の減額でございます。病児・病後児保育施設整備工事の完成によるものでございます。

続いて、19ページをお願いをいたします。2目児童措置費、児童手当20万円の減額でございまして、給付対象児童数の減によるものでございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございまして。公立神崎総合病院事業会計に補助金1億2万7,000円の増額、医療機器の購入費の減額等により出資金を1,740万円減額、そして、国の第3次補正によります地方創生臨時交付金を活用しまして、コロナによる経営等への影響、そしてまた、ワクチン接種に伴う増嵩経費を支援をいたすということで、5,000万円の補助金の増額を計上をさせていただいております。

続いて、2目健康づくり対策費8,521万1,000円の増額でございまして、国の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金、それから、ワクチン接種体制確保補助金等を財源といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種に万全を期すための経費を計上をいたしております。

接種の概要でございまして。まず、対象は16歳以上ということでございまして。接種の場所につきましては、神崎支庁舎、それから公立神崎総合病院ということでございまして。それから、接種の方法は、集団接種。ワクチンの種類につきましては、ファイザー社、アストラゼネカ社。アストラゼネカ社につきましては、現在、厚生労働省に承認申請中ということでございまして。ワクチンの保管場所につきましては、支庁舎のほうにディープフリーザー、超低温冷蔵庫でございまして、これを2台保管するということでございまして。接種の順位につきましては、まず1番最初に医療従事者、そして2番目に高齢者、3番目に基礎疾患を有する者、4番目に高齢者施設従事者、5番目に60歳から64歳の者、6番目が、その他16歳以上の者ということでございまして。以上が概要でございまして。

続きまして、主な経費の計上でございまして。まず、報償費から共済費につきましては、増嵩します事務補助として会計年度任用職員2名の経費を計上をさせていただいております。そして、需用費、役務費につきましては、必要な消耗品、予診票等の印刷代等を計上をいたしております。役務費、接種事務費手数料につきましては、医療従事者が300円掛ける240人掛ける2回ということで、14万4,000円。その他住民の方ということで、300円掛ける1,430人掛ける2回で85万8,000円を見込んでございまして。接種委託料でございまして。接種費用につきましては、基準単価の2,277円掛ける1万1,115人掛ける2回、そして、6歳未満の加算につきましては、基準額の726円掛ける309人掛ける2回、それから、予診費用につきましては、基準額の1,694円掛ける500人、合計いたしまして5,191万4,000円を計上をいたしております。そして、接種体制整備委託料でございまして。まず、神崎総合病院への体制整備の委託料といたしまして1,000万円を計上をいたしております。それから、バス等の借り上げということで、502万円、それから、案内等誘導業務ということで500万円の計上でございまして。

そして、工事請負費関係につきましては、電気の配線とか電話の工事費等を計上をさ

せていただいております。接種にかかる交通費の助成といたしまして、バス、タクシー等の助成金を164万円を計上をいたしております。

以上がワクチン接種にかかりますところの予算計上でございます。

続いて、20ページのほうをお願いをいたします。3目母子衛生費、妊婦健診委託料50万円、特定不妊治療助成金50万円の減額は、助成件数が減ったことによるものでございます。

それから、1目環境衛生費、中播北部行政事務組合（火葬場）でございしますが、96万1,000円の減額で、光熱費等、それから自家発電設備工事が減ったということで減額になってございます。

続いて、2目の公害対策費でございします。水質検査委託料としまして35万円の減額でございまして、入札減等によりまして不用額が出たことによるものでございます。

続いて、3項清掃費、1目ごみ処理費、中播北部行政事務組合負担金（クリーンセンター）分でございしますが、558万3,000円の減額でございまして、人事院勧告等に伴う人件費、清掃運搬車等の購入費の減により減額になったということでございます。

続いて、2目し尿処理費、中播衛生施設事務組合負担金927万3,000円の減額でございまして、投入量が減った等により決算見込みにより減額するものでございます。

続いて、合併浄化槽の設置補助金でございします。108万円の減額でございまして、実績見込みによるものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございします。農業振興地域整備計画策定業務委託料が242万減ということで、入札に伴います減額でございします。

多面的機能支払交付金240万円の減額で実績見込みによるものでございます。

シカ緊急捕獲拡大事業負担金7万2,000円の増額でございまして、実施隊編成支援で負担額の確定によるものでございます。

続いて、鳥獣防止対策協議会補助金57万1,000円の減額でございまして、歳入、鳥獣被害防止対策事業補助金で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、シカ肉加工流通支援事業10万円、シカ捕獲専任班支援事業補助金416万円は、実績見込みにより減額をするものでございます。

続いて、スマート化促進機材導入補助金1,667万1,000円の減額でございまして、地方創生臨時交付金による事業で、事業費確定見込みにより減額するものでございます。

4目農地費、ため池防災情報整備委託料126万円の増額でございまして、事業費確定によるものでございます。

21ページをお願いします。6目地籍調査費3,108万3,000円の増額でございまして、歳入、地籍調査事業補助金及び委託金で御説明を申し上げたとおりでございます。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、千ヶ峰・三国岳線工事負担金1,194万2,000円の減額でございまして、事業費確定の見込みによるものでございます。

続いて、2目林業振興費3,763万4,000円の減額でございまして、歳入、林業費補助金でも御説明をいたしました。森林管理100%推進事業、森林環境譲与税事業、県民緑税活用事業等における事業費確定見込みにより減額をするものでございます。

続いて、22ページをお願いいたします。3項水産業費、1目水産業費、水産多面的機能発揮対策事業負担金12万2,000円の減額でございまして、コロナ感染症等の影響による活動が減ったということで減額をするものでございます。

続いて、6款商工費、1目商工振興費でございまして、135万9,000円の減額でございまして、地方創生臨時交付金事業で行いました観光キャンペーン事業の事業費確定見込みにより、地域商品券交付金を減額するものでございます。

続いて、2目観光振興費207万1,000円の減額でございまして、地域活性化事業の事業費確定見込みによるものでございます。

続いて、3目大河内高原整備費でございまして、394万円の増額でございまして、管理委託料250万円、融雪剤材料費190万円等、砥峰自然交流館のトイレ修繕、除雪作業等に対応するための経費を計上をさせていただいております。

23ページをお願いいたします。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、906万1,000円の増額でございまして、急傾斜地崩壊対策事業負担金は930万円の増額で、県の事業費の確定による町負担金の計上でございます。工事箇所は、岩屋、鍛冶、長谷でございまして。

続いて、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費は、500万円の減額でございまして、事業費の精査によるものでございます。

続いて、2目道路橋梁新設改良費は734万2,000円の増額でございまして、測量等委託料2,924万7,000円の増額は、町道作畑・新田線、橋梁長寿命化事業に係るものでございます。その他の減額につきましては、神崎・市川線、水走り中河原線、橋梁長寿命化の事業費精査によるものでございます。

続きまして、5項住宅費、1目住宅管理費、特定空き家等除却工事費85万6,000円、ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金150万円、特定空き家等除却事業補助金300万円、それから、2目の住宅建設費、空き家活用支援事業補助金400万円の減額につきましては、歳入、土木費補助金で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続いて、12月の補正をさせていただきましたIT事業所・コワーキングスペース開設支援事業補助金でございまして、325万円の減額ということで、開設予定事業者が事業を見送りになったということで伴うものでございます。

続きまして、24ページでございまして、8款消防費、2目非常備消防費500万5,000円の減額でございまして、団員報酬、退職報償金等の減額で、団員数の減に伴うものでございます。

続いて、4目災害対策費は74万円の減額でございまして、戸別受信機屋外アンテナ

等の設置委託料で、実績見込みにより減額するものでございます。

続いて、25ページをお願いをいたします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、廃校施設解体撤去工事請負費3,439万円の減額は、旧大山小学校等解体撤去で事業費の確定の見込みによるものでございます。

サーバー設置負担金44万9,000円の増額につきましては、新教育ネットワーク構築によるケーブルテレビ局舎に設置いたしましたサーバー負担金の電気料金相当分に対する負担金を計上させていただいております。

2項小学校費、1目小学校管理費は、1,039万8,000円の減額で、新規事業の学校教育活動継続支援事業3校分、消耗品120万円、講師委託料30万円、消毒業務委託料30万円、一般備品購入費60万円、合計いたしまして240万円の減額でございます。

GIGAスクール関係で、パソコンリース料でございます。721万6,000円、それから一般備品で45万1,000円の減額でございます。

そして、水道の蛇口の自動水栓化の工事費で385万4,000円の減額の計上でございます。

続きまして、2目小学校教育振興費94万4,000円の減額でございまして、学校指導員の謝礼が4万円増額、自然学校の中止によります経費が95万4,000円の減額の計上でございます。

続いて、3項中学校費、1目中学校管理費637万3,000円の減額でございまして、学校教育活動継続支援事業、消耗品40万円、講師委託料10万円、消毒業務委託料10万円、一般備品20万円、合計いたしまして80万円の増額でございます。

GIGAスクール関係で、パソコンリース料が350万5,000円、一般備品が25万3,000円の減額でございます。

各種部活等のスポーツ大会が中止になりましたことから、自動車借り上げ料を200万円を減額させていただいております。

続きまして、2目中学校教育振興費99万円の減額でございまして、学習指導員の謝礼5万円減額、トライやる・ウィーク事業は期間短縮によりまして35万4,000円の減額でございます。

4項幼稚園費でございます。これにつきましては、水道の蛇口の自動化水栓化工事が170万2,000円の減額の計上でございます。

続いて、26ページをお願いをいたします。5項社会教育費は417万8,000円の減額でございまして、史跡の保存調査委託料136万円の減でございまして、次年度で補助事業で対応することにしたためでございます。それから、工事請負費につきましては304万1,000円の減額でございまして、神崎公民館の大ホールの屋根の修繕工事で、少し工事の工法を見直したことにより減額になったものでございます。

6項保健体育費は74万6,000円の減額でございまして、主に新型コロナウイルス

感染症の休校による学校給食関係経費の減額計上でございます。

それから、90万5,000円の光熱費の増額でございますが、これは温水プールに係る電気料金の増額でございます。

27ページから29ページにつきましては、給与費明細書で、30ページから31ページは、新規事業の説明一覧でございます。また、32ページにつきましては、地方債に係る別添資料を添付をさせていただいておりますので、御確認のほうをお願いをいたしたいと思っております。

以上、大変長くなって申し訳ございませんでしたが、詳細説明につきまして終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第26 第44号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第26、第44号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）でございまして、補正予算（第5号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険税総額で844万1,000円の減額、第三者納付金776万2,000円の増額が主なものでございます。

歳出では、財政調整基金積立金839万1,000円の減額、県支出金返納金965万2,000円の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,763万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第27 第45号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第27、第45号議案、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第45号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険料の増額で、保険料総額で424万4,000円の増額、歳出では、歳入での保険料増額に伴います後期高齢者医療広域連合納付金の現年度分保険料等負担金424万4,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,578万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第28 第46号議案

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第28、第46号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第46号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、介護保険料確定見込みによる増額、サービス給付費等諸費及び地域支援事業費減に伴う国・県支払基金の負担金及び補助金並びに交付金の減額、介護サービス給付費等の減額に伴う他会計・一般会計繰入金の減額、国・県等の負担金及び補助金並びに交付金の減額に伴う基金繰入金の減額が主なものでございます。

歳出では、決算見込みによる介護サービス給付費等諸費の減額、決算見込みによる地域支援事業費の減額、法改正システム改修委託料の減額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,078万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,050万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第29 第47号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第29、第47号議案、令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第47号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は2点ございます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について、補正第2号で歳入歳出それぞれ110万円の増額補正を行いましたが、退職者2名について退職後就職されたお勤めの事業所で受領されたため、歳入歳出それぞれ10万円を減額いたします。

2点目は、人件費の補正でございます。会計年度任用職員を年度内に1名採用することを想定し予算計上していましたが、事業の進捗などを考慮して採用しなかったこと、及び正規職員の産休、育児休業による人件費の減がその事由でして、人件費合計で538万円減額し、同額を予備費で計上するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,773万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第30 第48号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第30、第48号議案、令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第48号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、使用料及び手数料において、建設残土砂等搬入量が当初見込みの2,000トンから、年度末見込みが1,700トンに減少となるため、49万5,000円の減額。繰入金は945万5,000円の減額であり、計量器システムの改修を見送ったことと、決算見込みによる減額でございます。

歳出では、需用費で50万円の減額、委託料では、除雪・融雪剤散布等追加業務による管理委託料が126万6,000円の増額、計量器システム改修委託料が619万3,000円の減額となり、差引き492万7,000円を減額。

また、決算見込みにより、基金積立金を114万7,000円、公課費を125万円、予備費を200万円それぞれ減額しようとするものです。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ995万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,296万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第31 第49号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第31、第49号議案、令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、基金運用による財産運用収入の増額が生じ、これに伴い集落への運営諸経費助成金を増額するもので、歳入では、振興基金繰入金並びに利子及び配当金をそれぞれ28万3,000円増額、歳出では、積立金並びに負担金、補助及び交付金をそれぞれ28万3,000円増額いたします。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ56万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394万6,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和3年2月5日開催の寺前地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第32 第50号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第32、第50号議案、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第50号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、3条予算の収益的収入の予定額で、営業収益では、事業所等、加入金の増額により95万円の増額、営業外収益では、消費税及び地方消費税還付金の減額見込みにより209万2,000円の減額。

収益的支出の営業費用では、減価償却費、機械及び装置減価償却費を決算見込みにより574万7,000円の減額。資産減耗費、固定資産除却費で450万円の増額。消費税及び地方消費税を70万円増額。予備費で59万5,000円の減額を行います。これらにより水道事業収益及び費用、それぞれ4億2,281万7,000円といたします。

次に、4条予算の資本的収入の予定額で、配水管布設工事等の事業費決算見込みにより企業債の3,070万円の減額。

資本的支出では、建設改良費の補正で、工事費等の決算見込みにより2,000万円の減額。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,827万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第50号議案、令和2年度水道事業会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。補正予算実施計画の収益的収入及び支出で説明をいたします。

収益的収入でございます。1款1項3目その他営業収益で雑収益では、事業所等の新

規加入金の増により95万円の増額、2項3目消費税及び地方消費税還付金は、1路線の工事が入札不調になり、今年度実施を見送り、来年度実施としたため、支払う消費税が減少することから還付金が減額となるため、209万2,000円の減額としています。

4ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項5目機械及び装置減価償却費で決算見込みにより574万7,000円の減額。6目資産減耗費は、緊急でマクロ化更新工事を行ったことにより、除却資産が増加したため450万円の増額でございます。2項2目消費税及び地方消費税は、還付予定であった消費税が、工事費等の支出減少に伴い、納付の可能性が発生するため70万円の増額をしております。4項1目予備費は、59万5,000円の減額、これは3条予算の収支均衡のためでございます。

5ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款1項1目企業債で、各工事委託業務の入札減及び1路線が入札不調により今年度実施を見送り、来年度実施としたため、決算見込みにより3,070万円の減額でございます。

6ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款1項2目施設費は、先ほど企業債で説明しましたとおりの理由で、工事費の決算見込額により2,000万円減額をしております。

7ページは、キャッシュフロー計算書でございます。今回の補正を反映させています。御確認をお願いいたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第33 第51号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第33、第51号議案、令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、入院外来とも患者数が減少し、経営状況が悪化していることから、経営の安定化を図るため、一般会計からの繰入金を1億5,000万円と特別減収対策企業債利息分として2万7,000円追加し、3条予算における繰入金の総額を5億5,508万4,000円とします。また、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として、国庫補助金及び県補助金で1億5,279万8,000円を計上し、入院及び外来収益で2億5,

351万6,000円を減額。その差引き額である4,930万9,000円を予備費に計上いたします。

次に、4条予算の収入では、医療機器等の購入において、購入見送りや入札減などにより、企業債1,730万円、一般会計出資金、過疎債分ですが、1,740万円減額。貸付金返戻金では、看護師修学資金貸与金等返還金で163万3,000円増額。医療機器購入に係る新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として866万4,000円を増額するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一朗君） 病院総務課の井上でございます。それでは、第51号議案の詳細説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。令和2年度の状況でございますが、入院、外来とも患者数が伸びず、令和2年12月末現在の数値になりますが、入院で対前年1,339人の減、外来で対前年5,260人の減でございまして、予測していた収益が見込めない状況となっています。このことにより、経営の安定化を図るため、一般会計からの繰入金を1億5,000万円と特別減収対策企業債利息分として2万7,000円を追加し、3条予算における繰入金の総額を5億5,508万4,000円といたします。なお、一般会計からの繰入金1億5,000万円のうち5,000万円は、国の2次及び3次補正の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。この交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響及び今後のワクチン接種に伴う増嵩経費として繰り入れいただくもので、事業継続のための補助金として支援いただくものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。補助金でございます。

県補助金として、1億896万1,000円の増額。内訳は、新型コロナウイルス感染症対策事業（入院病床の確保）等で1億351万6,000円、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業で435万5,000円、発熱患者の電話相談体制整備事業で100万円、年末年始の体制確保事業で9万円でございます。

国庫補助金は4,383万7,000円で、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の補助金でございます。

国庫及び県補助金の合計は1億5,279万8,000円ですが、そのうち1億351万6,000円は、入院病床の確保として減収補填に係る補助金でございますので、町繰入金1億5,000万円と合わせ、入院及び外来収益を2億5,351万6,000円減額いたします。減収補填に係る補助金を除いた補助金4,928万2,000円は、3条で購入した消耗備品や発熱患者の相談体制整備事業、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者

の外来診療、検査体制の確保事業、年末年始の体制確保事業に係る補助金でございます。特別減収対策企業債の利息2万7,000円と合わせ、予備費に計上いたします。

次に、5ページをお願いいたします。4条予算でございます。

資産購入費、器械備品購入費の予算現額は5,000万円でございますが、1月末現在の執行額は3,343万円程度でございます。このうち、企業債及び過疎債の対象となる器械購入費は1,530万円程度となりました。大きく減額となった要因は、入札減や購入を取りやめたこと等によるものでございます。このことにより、企業債を1,730万円減額し770万円に、過疎債分も1,740万円減額し760万円に補正いたします。また、新型コロナウイルス感染症対策のために約1,770万円程度の器械備品を購入させていただいております。この新型コロナウイルス感染症対策のための器械購入は100%補助でございます。購入に際しては、町内企業様から頂いた寄附金も充当させていただいております。これら器械購入費の1,770万円のうち、1号補正させていただいた県補助金や、町内企業様からの寄附金などを差し引き、このたびの補正で県補助金として866万4,000円増額いたします。説明が後先となりましたが、貸付金返還金については、退職者2名の看護師修学資金返還による増額でございます。

以上を詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（廣納 良幸君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

次の本会議は明日、3月3日午前9時再開といたします。

本日はこれにて延会とします。御苦労さまでした。

午後4時39分延会
